

交通死被害者対策マニュアル

～事故の真実を求めて～

第2版

TAV 交通死被害者の会

目 次

はじめに	3
交通死被害者対策マニュアルの理念	4
交通事犯に対する国の政策	4
交通事犯捜査の現場と捜査のやり方	4
追悼のことば	4
刑事裁判のプロセス	5
事故直後のこと	5
警察での捜査	6
現場検証	6
コラム 犯罪被害者等基本法	7
遺族調書	8
加害者の行政処分・意見の聴取(聴聞会)の傍聴について	8
告訴状の意義	9
検察庁送致	9
送致確認	9
コラム 自動車運転過失致死傷罪	10
危険運転致死傷罪	10
道路交通法違反	10
検察での捜査	11
検察に対しての行動	11
上申書	11
(副)検事面会	11
検察審査会	12
起訴・不起訴と証拠開示について	13
コラム 送検されずに処理された事例	13
裁判所での審理	14
遺影の持込	14
裁判傍聴	14
証人尋問・意見陳述	14
贋写請求	15
刑事裁判初公判での検事の冒頭陳述は即日無料入手可能	17
要約調書	17
公判前整理手続	17
コラム 時効	18
公判前整理:TAV会員の事例	19
コラム 重度障害被害者家族の意見陳述	20
被害者ホットライン	20
更生保護における犯罪被害者等のための制度	21
意見等聴取制度	21

心情等伝達制度	21
加害者に関する情報の通知	22
相談・支援	22
「上申書」と「意見陳述書」の作成	24
上申書	24
意見陳述書	24
上申書・意見陳述書 雛形	25
ヨリム 交通事故証明書	25
署名収集の方法と注意点	26
基本的な確認事項	26
署名用紙作成注意点	26
署名収集注意点	26
署名提出注意点	26
その他、関連する注意点	27
署名用紙事例	27
「示談」と「和解」	28
示談	28
和解	28
ヨリム 民事裁判の注意点	29
交通事故鑑定士	29
弁護士問題	30
弁護士への関わり方	30
損害保険会社および保険に関する注意点	32
相手損害保険会社への対応	32
自分の保険確認	32
自賠責被害者請求	32
自動車損害賠償保障事業制度	33
ヨリム 2週間の診断書	33
おわりに	34
ヨリム 交通死被害者活動ツール紹介	34
参考資料	35
おかしな交通事件処理の背景『非犯罪化』	35
交通事故被害者と遺族の精神的苦痛の様子	36
自動車運転過失致死傷罪の新設	36
道路交通法の改正	36
被害者連絡実施要領	37
苦情申し立て制度	38
警察署協議会	38
交通事故被害者への相談対応	39
刑事事件記録の閲覧制度	39
交通事故捜査過程における被害者の負担軽減	39
被害者等通知制度	40

はじめに

突然、交通事犯によって大切な家族の生命を奪われ、あるいは身体の自由を奪われた私たち被害者遺族の前に、警察・検察・裁判所による信じがたい処理システムが立ちはだかることが依然として続いています。

平成19年の24時間内死者数が54年ぶりに6,000人を割り、高止まりとなっていた事故件数も減少の傾向を見せたのは、あまりにも多くの尊い犠牲と、悲しみを繰り返して欲しくないと願う被害者遺族が声を上げて形となつた刑法・道交法の改正による厳罰化の効果でしょう。しかし、起訴率は依然として下がり続け、ずさんな捜査の陰で泣き寝入りを余儀なくされる被害者遺族の現実は変わりません。飲酒運転などの悪質事犯に対しては厳罰化で一定の効果が見られますが、犠牲の大部分は「交通事故だから」で片付けられてしまう事犯なのです。悲しみを減らすためには、一つ一つの事犯に対してマニュアル的処理ではなく、命の尊厳を重んじた真摯な対応をしていただかなければなりません。しかし、警察・検察・裁判所のいずれもが交通事犯を「軽く」扱う現実があり、このままでは再び死者数が増加に転じる恐れがあります。

私たちが、辛く悲しい中を行政・司法・立法に訴え、加害者への適正な処罰を求めていくことが、交通事犯を抑制し、さらなる犠牲者を作らないことに繋がると信じてこのマニュアルを作成いたしました。

なお、「交通事故」という言葉は「避けられないもの」という意味合いが強く、実際にはその大部分が「避けられた」犯罪行為であるという主張を込めて、できる限り「交通事犯」という言葉を使用するようにいたしました。

交通事犯加害者は、行政、刑事、民事の3つの責任を負わされます。

- ・行政処分では公安委員会による免許停止、または取り消し処分
- ・刑事罰では懲役・禁錮・罰金等の刑事罰
- ・民事では逸失利益や慰謝料を始めとする損害賠償の支払い

交通事犯の刑事罰は、自動車運転過失致死傷罪で、7年以下の懲役もしくは禁錮、または100万円以下の罰金となっています。しかし、実状は公判請求1%、略式命令請求9.7%、不起訴89%、うち実刑は0.13%(平成18年犯罪白書)で、人身事犯の1000人に1人だけが実刑となるにすぎず、十分な刑罰が科せられていないのが現状です。

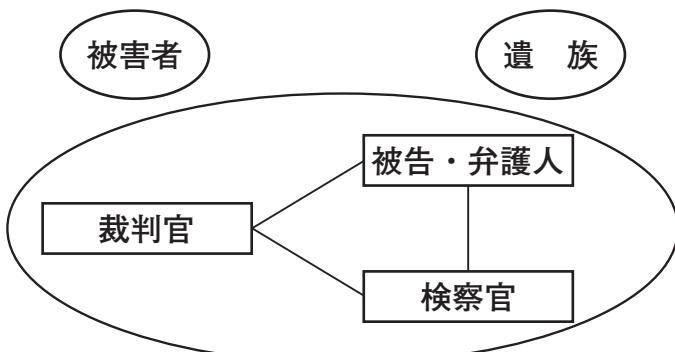
また目撃者のいない死亡事案の場合、「死人に口無し」で、加害者の供述を中心に調書が作成され、被害者に対し不当な過失を負わされるケースが多く見受けられます。さらに、刑事裁判では、被害者遺族は当事者として関わることができません。ただし、平成11年に施行された被害者通知制度により加害者の処分結果や公判期日などを、請求すれば知ることができます。また、平成12年の刑事訴訟法改正と犯罪被害者保護法成立により、第1回公判期日後に捜査記録を謄写(有料)・閲覧できるようになりました。

遺族が何より望む事は、真相究明と、加害者を相応の処罰に服させることだと思います。そのためには、事故直後から刑事裁判までの過程を十分見守って行く必要があります。

このマニュアルを参考にされ、真実が明らかになることを希望してやみません。

マニュアル作成にあたってご協力いただいた会員の方々および大嶋実弦弁護士、中西 啓弁護士に厚くお礼申し上げます。

刑事裁判(公判)



(研究会)

交通死被害者対策マニュアルの理念

▶ 交通事犯に対する国の政策

交通事犯は建前では自動車運転過失致死傷罪という「犯罪」ですが、現実には犯罪扱いされていません。そのため交通事犯が軽く扱われる傾向にあるのが交通捜査の問題点です。

昭和61年から、法務省と検察は人身事故をできるだけ処罰しない政策をとるようになりました。昭和61年までは交通事犯も一般犯罪並みに起訴率70%以上を40年間維持していましたが、あまりにも人身事故が多く、国民の多くが犯罪者となる事態を避けるという名目での転換でした。そして起訴率は平成18年には10.3%まで急減したのです。人を死傷させても不起訴が原則の緩刑化政策が交通事犯処理システムの背景にあることを知っておく必要があります。

▶ 交通事犯捜査の現場と捜査のやり方

交通事犯の捜査は一瞬の事故を再現する仕事ですから、加害者の供述に頼らず、厳密な科学的捜査をしなければ事故の再現はできません。ところが警察官の数はほとんど増えないので、人身事故は46万件(昭和52年)から93万件(平成17年)と倍増しているのですから、人手が慢性的に不足し捜査能力に限界が生じています。科学的捜査ができる土壌ではなくなっているのです。

交通事犯を軽く扱う政策と警察官不足により、捜査は事務的で杜撰なものとなる傾向があります。特に死亡や重度の後遺症の事故では、被害者がものを言えないので、目撃者を捜す努力をせず、道路や車の痕跡を調べる作業も十分にせず、加害者の供述に沿った捜査に偏ると言って過言ではありません。死人にくちなの捜査がなされるのには以上の背景があります。

一般犯罪では冤罪は被疑者である加害者ですが、交通事犯では冤罪は被害者にあります。交通事犯では冤罪が亡き被害者に押し付けられる、と言えるでしょう。そのため、捜査を疑い独自に目撃者捜しや調査をする遺族が多いのが実情です。被害者遺族になってみないと分からない世界です。

TAV協力弁護士 (故)松本誠

追悼のことば

TAV 交通死被害者の会代表 西浦義朗

この度、交通死被害者対策マニュアルの第2版発行に際し、真に残念で悲しいことを掲載しなければなりません。私たち交通死被害者の味方として奮闘していただいていた松本誠弁護士が、2007年6月26日、永眠されました。突然の訃報に当会のみならず、多くの被害者の方々が大きな支えを失い、深い悲しみに暮れられたことと思います。

先生は、交通死被害者支援を自らの使命とし「加害者天国ニッポン」を出版、インターネット、テレビ、新聞を通じ、交通事犯処理システムの不条理さを鋭く訴え、私たちの声を大きく代弁してくださいました。さらには、自ら「捜査情報開示研究会」を発足させ、交通事犯処理システムに立ち向かう活動も起こされました。この活動は今も「研究会」として続き、このマニュアル作成もその成果の一つです。

そして2007年2月、当会を含め3つの交通死被害者団体の推薦で、先生が法制審議会委員として私たちの声を届けて頂くということが叶い、結果約40年ぶりに法改正がなされ、業務上過失致死傷罪から自動車運転が切り出され、自動車運転過失致死傷罪が新設されました。

先生がこれまで、私たち交通死被害者のために尽力してくださったことを、私たちはいつまでも忘れません。そして、これからもしっかりと活動していきます。本当にありがとうございました。

刑事裁判のプロセス

刑事裁判のプロセスは右図に示すとおりです。

まず、①警察での捜査 ②検察での捜査 ③裁判所での審理 に分けて、順を追って説明しますが、その前に、事故直後の行動について触れておきます。

大部分の方は、事故直後には、その後に必要な手続きや対応に関して何の知識もなく、また、精神的にも何らかの行動を起こすことは困難な状況にあると思われますが、もし、行動することができれば、事故の真相究明に非常に大きな材料をつかめる可能性があります。

▶事故直後のこと

警察の捜査は死人に口なしで被害者不利になることが多いため、ノート、手帳、写真、ビデオ、録音などあらゆる手段を使ってとにかく色々なものを記録することが大事です。

事故から時間が経過するにつれ、現場の痕跡(ブレーキ痕、擦過痕など)は消えていき、目撃者の記憶も薄れていきます。できるだけ早い時点で記録しておく必要があります。写真だけでなく、ビデオであらゆる部分を記録しておくと、後に役立つ場合もあります。(P. 34 コラム参照)

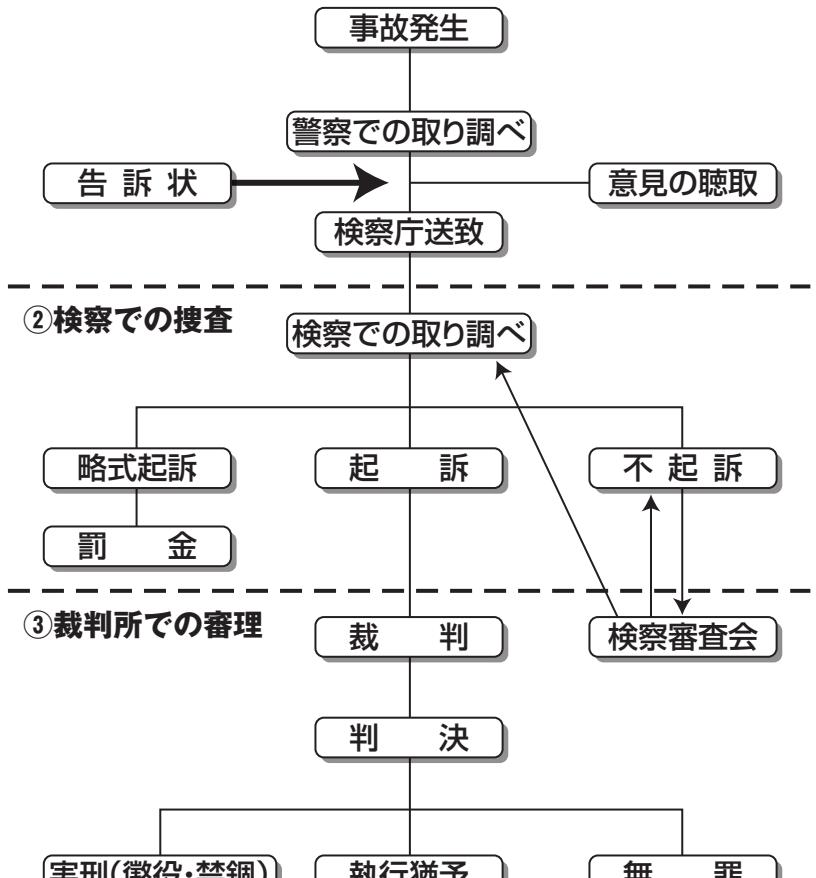
最近では商店街・駐車場・マンション・コンビニなどに防犯カメラが設置されている例も増えていますし、近くの商店などの防犯カメラに事故の解明に役立つ映像が映っている可能性もあります。会員の例では、加害者が事故直後にタバコや消臭剤をコンビニで購入したことを防犯カメラで立証した事例もあります。

加害者や目撃者とのやり取りは必ずメモ(できれば録音)しておきましょう。

すでに、事故現場に痕跡が残っていない場合も、現場の形状が道路工事などによって変わってしまうこともありますので、事故現場を写真・ビデオに記録しておきましょう。

また、警察から被害者の車両や着衣(自転車やバイク、ヘルメット等は特に重要)などを処分しましょうかと言われることがありますが、すべて引き取って保存しておきましょう。(刑事裁判段階で検察庁に着衣を証拠提出しようとして、「警察が領置していないので証拠力がない」と言わされた例もあるので、警察が証拠品として保管してくれるのが最良です)

①警察での捜査



警察での捜査

警察段階での捜査が最も決め手となります。初動捜査で事故の証拠保全がされるからです。

この段階で間違った事実認定がされると、公文書として記載されるため修正が困難になります。しかも「捜査に支障がある」として捜査情報は殆ど開示されませんから、自らの手による証拠物保全や目撃者捜し、上申書の提出などが必要になります(P. 24 参照)。

できるだけ早く警察に行き、担当捜査官とのコミュニケーションを大切にし、できる限りの情報を収集することが大事です。警察官との対立はできるだけ避け、協力する姿勢で捜査員の心情に訴えることで本気で捜査してもらうことが大切です。捜査情報の開示に関しては、平成19年6月の警察庁との話し合いの際、担当者から「実況見分調書の開示はできないが、担当捜査員が事故直後にメモしたものを見せて説明することをしている」との返答をいただいているので、担当捜査員にその旨を告げて情報の提供を頼みましょう。

自分で調べたことは、警察に追加捜査を依頼して正式な調書にしてもらうようにお願いしましょう。

加害者に道交法違反の疑いがある場合は、徹底して調べてもらうようにお願いしましょう。警察段階での明確な立証がない限り、起訴されても道交法違反が含まれない場合が多いです。(飲酒、速度違反、一時停止違反、無灯火など)

警察には、被害者や家族の方の要望や必要に応じて、指定された被害者支援要員が、被害者や家族の負う精神的被害等の軽減・回復を図るため、付添い、ヒアリング、説明などの支援を行う「被害者支援要員制度」というものもあります。必要を感じたら、相談してみましょう。「被害者対策パンフレット」も常備してあるはずです。(P. 39「交通事故被害者への相談対応」参照)

▶ 現場検証

事故発生後、警察による現場検証が行われます。

この現場検証をもとに、後に大変重要な「実況見分調書」が、警察により作成されます。通常、事故の状況はこの実況見分調書をもとに決定されます。

問題点

警察により作成された実況見分調書は加害者の供述を中心に作成されるのが普通です。事実と異なっている可能性があり被害者側が確認したいと思っても、捜査に支障があるとして捜査段階での調書は開示されません。

対策

できれば自分で調査をし、新たな事実が判明したら、警察に捜査を依頼することが大事です。警察に書類にしてもらわないと、証拠として扱われません。

- ・証拠品の確保、保存をします(例:加害者車両、被害者車両、自転車、衣服などの確保)。加害車両などはすぐに加害者に返還されて処分されるケースが多いので注意しましょう。オークションに出された加害車両を入手した例もあります。
- ・事故状況の撮影をします。(例:事故車、ブレーキ痕。接触痕跡の接写などがあれば衝突角度や速度鑑定に有効。)
- ・事故発生を目撃した人を捜します。目撃者を見つけたら警察に事情聴取を依頼し、聴取されたことを確認

警察の捜査手順



被害者の対策



しましょう(立て看板、ポスター、チラシ配布など。事故と同じ曜日、時間帯に活動するのが効果的)。目撃者から聞き取り調査した内容は記録(できれば録音)し、目撃者にも記録を保管してもらいましょう。目撃者の氏名、住所、連絡方法(電話番号など)は必ず教えてもらいましょう。

- 署名を集めます(事故現場で街頭署名をすれば目撃者探しの効果もあります。P. 26 参照)。
- 傷害の場合、3週間以下の診断書であれば不起訴とされます。医師に診断書の確認をしましょう。初期診断より全治期間が長引く場合は「診断書」を新たに提出しましょう。重度の障害を負わされているのに診断書が3週間以下で不起訴となった理不尽な例もあります(P. 33コラム参照)。特に後遺症状が固定しない場合、治療費請求目的と勧められて3週間以内の診断書を作成・提出することは避けましょう。
- 納得できない点があれば、上申書を提出して捜査してもらいましょう。弁護士から意見書を提出してもらうことも効果があります。
- 各警察署に備えられているはずの「被害者対策パンフレット」を請求するなどして、被害者としての無念を

犯罪被害者等基本法

平成16年に成立したこの法律に基づいた施策が進行中です。ここに、前文と基本理念を紹介しておきます。ようやく被害者の方を向いた司法の理念を掲げ、数々の理不尽に立ち向かっていただきたいと思います。(http://www8.cao.go.jp/hanzai/kihon/hou.html)

(前文)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受け取ることができるよう、講ぜられるものとする。

強く訴え、担当捜査官の意識を高めましょう。

- 捜査に問題を感じた場合は、各都道府県警の「被害者対策室」、あるいは検察庁の「被害者ホットライン」(P. 20 コラム参照)、苦情申し立て制度(P. 38)という部署・制度もあります。

▶ 遺族調書

被害者死亡の場合、遺族の調書が作成されます(四十九日後が多い)。

被害者の事故当時の行動、目的、家庭環境、掛けている保険、被疑者との関係等、の聞き取りが行われます。日ごろの生活態度や自殺願望がなかったかどうか? など聞かれる場合もあります。

遺族調書は処罰感情を確認する意味が大きいと思われます。

問題点

警察官は遺族調書の意味を事前に説明することは殆どありません。警察官と話しているうちに調書が作成され、遺族の思いが反映されていなかったり、言ってもいない言葉が書かれているケースもあります。最後に読み聞かされますが、納得できないまま押印を求められることさえあります。

対策

事故後間もなく悲しみが深く、また、警察による取り調べの経験がない遺族にとって、緊張しますが落ち着いて対応しましょう。落ち着いた“部屋”で行えるよう、希望することもできます。

加害者に対し「寛大な処置を希望します」、あるいは「厳重なる処罰を望みます」と同義の文言が最後に書かれる場合がほとんどですが、明確に意思を表明すること(「刑務所で服役してほしい」など、遺族はどうして欲しいのかできるだけ具体的に述べること)が大切です。

納得できない場合は印鑑を押す必要はありません。時間が掛かっても納得できるまで修正を依頼してください。

遺族調書の際に「一人で」と言われた例がありますが、複数の遺族で調書をとることに問題はないはずです(複数の家族で調書を取っている例も多数あります)。

一方的に警察官からの質問に答えるだけではなく、あらかじめ上申書を用意して持参するなど、積極的に遺族としての考えを述べましょう。上申書があれば言い漏らすことも少なくなり、警察主導の調書となりにくい面もあります。

また、遺族調書の際は、警察官から事故の情報を得やすい機会もあります。事故状況がはつきりしなければ処罰感情もはつきりしないですから、情報を教えてもらってから調書を作成してもらうようにしましょう。(P. 39「交通事故捜査過程における被害者の負担軽減」参照)

▶ 加害者の行政処分・意見の聴取(聴聞会)の傍聴について

刑事裁判へのプロセスとは別に、加害者に対する行政処分が公安委員会によって課せられます。行政処分に関しては、平成12年から被害者本人、その家族や遺族、委任を受けた弁護士など関係者が担当警察署か運転免許センターに問い合わせれば教えてくれることになっています。(http://www.npa.go.jp/pdc/notification/koutuu/menkyo/menkyo20001016-2.pdf)

交通違反者に90日以上の免許停止処分や免許取消しをしようとするときは、公安委員会は違反者に出頭を求めて公開による意見の聴取(聴聞会)を行います。警察の捜査が一通り終わり、捜査資料が公安委員会に送致された後、公安委員会から加害者に出頭命令が下されて、意見聴取が行われます。

聴聞会は公開なので誰でも傍聴することができます。なるべく早い時期に公安委員会に傍聴を希望する旨を連絡しておけば、聴聞会の日程を連絡してもらえます。

聴聞会では行政処分を決定する立場の審議官が事故の内容を説明します。ここで警察では知ることができ

なかつた事故の内容が明らかになることがあります。被害者に落ち度があつたのかなかつたのか、警察がどのように捜査をしているか、加害者が事故をどのように考えているかなどの情報が得られる可能性があります。

▶告訴状の意義

被害者通知制度ができるまでは、告訴しなければ被害者遺族に処分の結果(検察への送致は含まれません)が伝えられませんでしたが、通知制度ができるからは、処分結果を通知してもらうために告訴する必要はなくなりました。しかし、現在も告訴することは重要で、意義があります。

送検されずに処理された事例(P. 13コラム参照)もあり、警察が捜査しようとしている目撃証言などの証拠を添付して提出することもできますから、事案によっては告訴が必要です。また、告訴することにより、厳罰を望む強い意思があることを捜査機関に示すことができます。このことによって、加害者の言い分どおりとなる傾向にある捜査に被害者遺族が関与することができます。

さらに重要なのは、被害者遺族が積極的に捜査に関わるために、警察の捜査や検察の処分に影響を与え、不起訴処分となる可能性のある事件を起訴に持ち込めるという好結果を生む場合もあるということです。なお、郵送では受け取りませんので手渡すようにしてください。

刑事訴訟法242条では、「司法警察員が告訴を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない」と定められていますので、警察の捜査に不審な点があれば、告訴することによって検察官の目を意識した捜査をしてもらうことにも繋がります。

▶検察庁送致

警察における事故に対する捜査が終了すると捜査書類が検察庁に送られます(送検)。この後、検察による取り調べが始まります。検察での取り調べが加害者の処分決定で大きな要素になりますので、被害者側としては、しっかり見守っていく必要があります。(加害者は余程のことがない限り、証拠隠滅や逃亡のおそれがないとして自宅に帰されます。通常の交通事犯では事故当日のみの拘留がせいぜいです。)

▶送致確認

警察から、送致検察庁・送致番号・送致した日付・担当検事を聞き、面会を申し入れます。担当検事を知るまでの手順を書きます。

- (1) 警察に加害者が検察庁に送致されたことを確認する。
- (2) 送致された地検(支部)、送致番号、日付を確認。

<p>告訴状</p> <p>平成XX年X月X日</p> <p>住所 告訴人 (甲) 氏名 印</p> <p>住所 被告訴人 (乙) 氏名</p> <p>XX警察署長殿</p>	<p>告訴の趣旨</p> <p>乙は平成XX年X月X日午後XX時XX分頃、XX県XX市XXの交差点の横断歩道上において自らが運転する普通乗用車を、歩行で横断していた甲の長女〇〇に衝突させ、翌日〇〇が死亡する結果に至りました。</p>	<p>告訴の理由</p> <p>1. 事故の状況 乙は平成XX年X月X日午後XX時XX分頃、上記交差点内の安全を確認することなく、・・・・・・の状態で交差点に進入し、横断歩道上を歩行で横断していた甲の長女〇〇を死亡させました。 この行為は、()に該当します。 () 刑法211条2項：自動車運転過失致死の場合 刑法208条の2：危険運転致死の場合</p> <p>2. 告訴に至った事情 乙は、自らの行為が甲の長女〇〇の死亡という重大な結果をもたらしたにもかかわらず、事故後搬送先病院への見舞いも一度の謝罪もなく、反省や誠意ある態度が全く感じられません。よって乙には厳重な処罰を望みますので、ここに本告訴に及びました。</p>	<p>添付書類(捜査してもらいたい証拠など)</p>
---	--	--	----------------------------

例 神戸地方検察庁尼崎支部

自動車運転過失致死事件 送致番号XXXXXX 被疑者XXXX

(3) 地検または地検支部に連絡(電話)し、送致番号の担当検察官を確認する。

なお、検察庁送致(送検)は被害者や遺族には積極的に知らせることはできません。このため、警察に何度か送検されたかどうかを聞く必要があります。これをしないと時期を失して、適切な検察対策をとることができなくなるので注意が必要です。

自動車運転過失致死傷罪

平成19年5月17日に成立。同年6月12日より施行。従来の業務上過失致死傷罪から自動車運転だけを切り出し、法定刑の上限が7年となりました。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

危険運転致死傷罪

刑法の第二十七章「傷害の罪」の第二百八条の二に、以下のように定められています。平成17年1月1日より刑法第十二条が改正施行され、有期懲役は一月以上二十年以下となり、危険運転致死傷罪の上限は二十年(併合加重で三十年)となりました。

自動車運転過失致死傷罪は第二十八章「過失傷害の罪」に定められています。

「四輪以上の」という文言が平成19年5月17日の改正により削除され、同年6月12日より施行されました。

(危険運転致死傷)

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

道路交通法違反

ひき逃げ(報告義務違反&救護義務違反)、酒気帯び運転、過積載などの道路交通法違反が起訴状の内容に含まれていると量刑が重くなります。

併合罪の規定により、自動車運転過失致死罪の上限7年、道交法で最も重いひき逃げの上限10年で、量刑の上限が15年となります。

加害者の道交法違反が疑われる場合は、警察の捜査段階からよく調べてもらうようお願いしましょう。

検察での検査

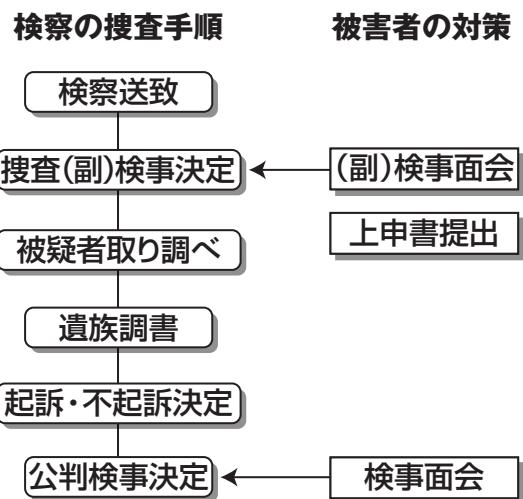
検事には、司法修習を終えた人に国から付与される司法資格を持っている正検事と、持っていない副検事の区別がありますが、検察庁に送られると、交通事犯の大半は検査を副検事が担当します。

地方の検察庁支部では、公判担当すら副検事の場合がありますが、できれば裁判は正検事に担当してもらいたいものです。

警察から送られてきた書類を基に副検事が検査をしますが、検査とは名ばかりで、事故現場に行くことすらほとんどありません。副検事(検察官)には警察の検査をチェックする役目もあるのですが、「忙しい」を理由に、ほとんど検査らしい検査をしないのが実態です。

そんな副検事ですが、やはり「心証を悪くしてはいけない」ということは言えますので、まずは、すぐに面会を申し込んで副検事の対応を確認しましょう。

面会時や電話時には必ず内容を記録しましょう。副検事の対応に問題があった場合に、副検事交代を高等検察庁に申し出るときに役立ちます。(P. 20コラム「被害者ホットライン」、P. 40「被害者等通知制度」参照)



▶ 検察に対する行動

加害者に対し刑罰を与えるためには、検察での取り調べ段階がとても重要です。それは、検察官の判断により、加害者の起訴不起訴が決定されるからです。

通常、検察から被害者側に対しての取り調べは遺族調書くらいです。これも、警察ですでに調書が作成されているので、(副)検事が熱心になることはありません。したがって、被害者側が、積極的に行動を起こすしかないのでしょう。

▶ 上申書

被害者側の気持ちを検察官に伝える方法の一つです。

被害者側の加害者に対する感情を思う存分書き記します。事故の状況(加害者の過失の重大さ)、加害者の対応(謝罪等)、被害者側の苦しみ、厳罰を望むとの要望など。

上申書は刑事裁判の証拠として採用されることもあります。(P. 24 参照)

▶ (副)検事面会

検査(副)検事に直接会って、上申書の内容を説明します。

検査(副)検事は膨大な数の事件を抱えています。その一つ一つを完全に把握するのは不可能に近いものがあります。そこで、面談して事故内容を再認識してもらい、被害者の心情を理解してもらうのです。そして、加害者の過失の重大性、被害者に対する誠意のなさ、厳罰を望むこと等を説明し、公判請求を強く要望します。

検査(副)検事の姿勢や言動に問題があると思われる場合は、高等検察庁に上申して検事の交代を認められた例もあります。

公判請求された場合は、できるだけ早く公判検事に面会し、公判での意見陳述や証人尋問を求める。加害者に厳罰を望む強い意志を伝え、強固な姿勢で公判に臨んでもらうようにしましょう。

▶検察審査会

検察庁での不起訴処分が決定した後に、不服がある場合は検察審査会にその妥当性について審査申立てができる制度です。しかし、検察審査会の議決は拘束力を持たず、検察の再捜査の後、再度の不起訴処分を下されることが多いのです。2度、3度と不起訴不当の議決を得ても、その都度不起訴処分を下され、ついには時効となり泣き寝入りせざるを得ないという理不尽なこともあります。

検察審査会で「不起訴相当」と判断された場合は、再び審査会に申立てることはできませんので、十分な準備をしてから申立てましょう。刑事処分の時効は事故から5年ですから、まず高等検察庁に再捜査の上申をしてみることも選択肢です。高等検察庁への上申も届かず、時効まであと1~2年となった段階で最終手段として検察審査会に申立てをするという方法をお勧めします。「起訴相当・不起訴不当」の決議が出たにもかかわらず検察庁が再度の不起訴処分決定をした場合は何度も申立てが可能ですが、裁判所の職員もこのことを知らない場合がありますので注意が必要です。

検察審査会で行われている審査は以下の内容です。

- (1)選挙権を有する国民の中からクジで選ばれた11人の検察審査員が6ヶ月間の任期で、一般の国民を代表して、検察官が被疑者(犯人と目される者)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)の善し悪しを審査する。
- (2)審査会が審査した結論(議決)に基づいて、検察庁で再検討、再捜査を行い起訴、不起訴を再決定する。
- (3)審査は非公開で開催日の当日、1日で議決される場合があります。
- (4)議決。11名の過半数を原則として議決される
 - 1) 不起訴相当:不起訴が妥当
 - 2) 不起訴不当:さらに詳しい捜査が必要(過半数の賛成が必要)
 - 3) 起訴相当:不起訴不当より踏み込んだ内容(8名以上の賛成が必要)

検察審査会事務局への申立て書の提出

不起訴となった場合、事故捜査報告書、加害者調書等は情報開示されません。しかし、自動車運転過失致死傷罪での不起訴の場合、道路交通法違反で略式起訴されているケースもあり、その場合は開示されます。また、不起訴事案に関しても弾力的な対応をする方向での動きがあり、開示請求をして内容確認をする必要があるのです。弁護士を通じて請求する方が効果的です。

また、検察での不起訴決定の理由を明確にしておく必要があります。

- (1) 申立書の記載内容例
 - 1) 目撃者がいた場合、加害者の証言との相違点
 - 2) 検察の捜査内容について、交通事故鑑定書等による相違点
 - 3) その他、不起訴決定後に発見された不起訴の理由を覆せる新たな証拠の提出
 - 4) 不可解な不起訴処分に対し、再捜査を嘆願する署名を集めて提出
- (2) その他
 - 1) 審査は当日、1日で議決される場合が多いので審査員(11名)が理解しやすい別紙の申立書を作成します。申立書のページ数が多い場合は、要約したA4で2~3ページの簡略版を11部作成して検察審査会事務局に提出するのも一案です。(1部しか受け取らなかった審査会もあります)
 - 2) 検察審査会への申立てと同時に、所轄する高等検察庁の検事長宛に再捜査を嘆願する署名を集め上申することも有効な場合があります。
 - 3) 審査員に事件を知つてもらうための陳述書も有効と思われます。非公開である検察審査会の審査に直接係わる方法としては、意見陳述をお願いすることです。審査会に諮り認められた場合のみに可能となることですが、どうしても必要であるということを申し立ての際に主張してください。

▶起訴・不起訴と証拠開示について

起訴には正式起訴(公判起訴)と略式起訴があります。略式起訴という言葉は、刑事訴訟法にはありませんが、通常の正式な起訴と比較する形で一般的に使われます。正確には、公判を開廷せずに書面審理だけで刑を言い渡す簡易な裁判手続きを略式手続といい、その手続きによって言い渡される裁判を略式命令といいます。

不起訴について説明します。不起訴には「嫌疑なし」「嫌疑不十分」「起訴猶予」があります。「嫌疑不十分」とは、起訴して有罪を立証するのが難しいケースです。「起訴猶予」は、嫌疑はあるけれども、被疑者の性格・年齢・境遇、犯罪の輕重、情状、犯罪後の情況により、訴追の対象としないというケースです。

正式起訴では初公判後、略式起訴では処分決定後に証拠が開示されますが、不起訴になると、警察や検察での加害者に対する取り調べ書類は、実況見分調書以外開示されません。しかし、最近は実況見分調書だけでなく、写真撮影報告書、検視調書等の客観的証拠で、代替性がないか又は代替性がないとまではいえないが弊害が少ないと認められるものに関しては開示される方向にあります。科学捜査研究所による鑑定証拠なども開示される可能性があります。(P. 39「刑事事件記録の閲覧制度」参照)

送検されずに処理された事例

会員の事件において、現場に臨場した警察官の判断のみで、死亡した「被害者」の道交法違反のみで処理し、業務上過失致死事件(自動車運転過失致死事件)として検察に送致していない例が複数存在しています。これらの事例では、十分な捜査がなされていない、実況見分調書添付図面から重要な要素が抜け落ちているなどの不備があるにもかかわらず、警察官の判断のみで「被害者」が道交法違反で「被疑者」として処理され、被疑者死亡で道交不起訴となっているため、捜査記録はわずか一年で廃棄されてしまいます。遺族が気付かなければ、家族の命を奪われた上に、加害者の汚名を着せられ、すべてが闇に葬り去られるということになります。他にも、このような理不尽な事例が多くあると危惧されます。

刑訴法には以下のように定められています。

(第二百四十六条)司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

また、交通事故事件捜査110講(東京地検交通部実務研究会)には、事件送致に関して「一般的な在宅事件でも交通人身事故が事件である以上、これも速やかに検察官に送致する義務を負っている。これは被害者側に大きな過失があったときでも、被疑者に犯罪の嫌疑がなくなったと判断されるときでも、捜査した以上は送致すべきである。ことに交通事故では、過失の有無の判断は非常にデリケートであって、例えば、過失を認定できないような結論が一旦でた事件でも、あとから別の観点から判断すれば過失を認定することができる場合もあるところから、このような法律判断は検察官にもう1度審査してもらうことが適当であり、捜査した以上必ずこれを検察官に送致すべきであることは明らかであろう。」とあります。

検察には警察の捜査を監視する役目もあるはずですが、送検されなければ警察の間違いを正す機会がなくなってしまうのです。

裁判所での審理

刑事裁判に備えて、裁判傍聴を経験しておきましょう。裁判が行われる予定の裁判所の事務所に行って、交通事犯の裁判がある日程を聞くことができます。遺族同士の傍聴支援も大切です。

傍聴をしていると、被告人が裁判でどんな弁明をするのか、どのあたりに裁判のポイントがあるのかを知って、対策を立てることにも役立ちます。いくつか傍聴をしていると裁判の実態が色々見えてきます。

公判担当検事には、公判審理が終了するたび、次回公判期日までに必ず面会を求めるべきです。検事は加害者の追及に及び腰なことがほとんどです。毎回、検事に面会して、追及して欲しいことを上申しましょう。検事を説得して、公判中に検察からの鑑定依頼をしてもらった例もあります。

▶ 遺影の持込

事前に検事を通じて、法廷への遺影持込の許可を裁判所に申請しておくことが必要です。

現状では、最前列で遺影を持つことは認められず、二列目と指定される場合が多いようです。

裁判官は遺影を見ると判断に支障をきたすとして、遺影を高く掲げることを嫌う傾向があります。逆に言えば、遺影持込は裁判官に訴える効果があるということかもしれません。

▶ 裁判傍聴

裁判所での公判では、一人でも多くの人に傍聴してもらうようにしましょう。地裁での一般的な裁判で大勢の傍聴人がいることは稀です。多くの人が関心を持って見守っていることは、裁判官に対し無言で被害者側の気持ちを伝えることになります。傍聴席が不足することが予測される場合(法廷内では立ったままの傍聴は不可)は、事前に検事に相談すれば、大きな法廷への変更を検討してくれることがあります。

加害者は、裁判において事実と異なる自分に有利な証言をすることがあります。被害者側としては、その証言が嘘の場合は、その旨検事に対し上申書にて伝えます。

▶ 証人尋問・意見陳述

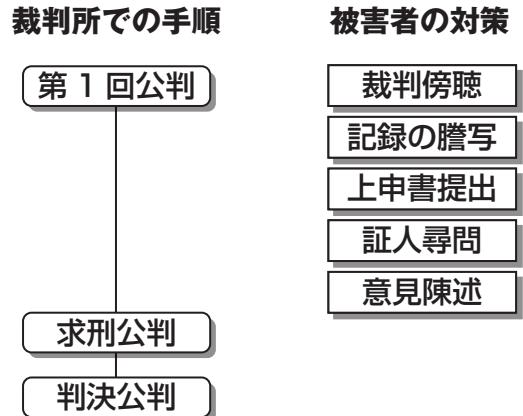
判決言渡しを含めると、公判は早ければ2~3回で終わります。

被害者側は裁判には参加することができませんが、平成12年に刑事訴訟法が改正され、証人尋問に加えて意見陳述が認められるようになりましたので、この権利を有効に行使しましょう。

証人尋問、意見陳述に関しては検事から事前に打診があることがほとんどですが、検事が尋ねない例もありますので、その場合はこちらからお願ひしましょう。

検事は証人尋問と意見陳述の両方はできないと言うことが多いのですが、実際には両方認められる例も多いのです。意見陳述の時間もできるだけ短くしようと制限してきますが、これも検事から裁判所に申請してもらえば、かなりの時間が認められることが多いようです。検事の言うことをそのまま受けずに、「とにかく裁判所にお願いしてみてください」と依頼することが大事です。何も言わなければ、公判の手間をできるだけ少なくする方向で検事は動く傾向にあります。

証人尋問は「証拠」として扱われますが、検事との問答形式ですので、自由に発言することはできませんし、



メモを見ることもできません。また、被告人弁護士からの反対尋問を受けなければなりません。意見陳述は「証拠」としては扱われませんが、自由に発言することができますし、文章を読み上げても構いません。できれば、両方ができるようお願いしてみましょう。

証人尋問は、検事に十分な時間をとってもらって、入念な打ち合わせをしてもらいましょう。意見陳述は、検事を通じて、贋写後少し時間的な余裕が欲しい旨を裁判官に伝えてもらいましょう。裁判期日に贋写が間に合わないようであれば、閲覧をして対処するしかありませんが、できるだけ一ヶ月程度の期間を置いて公判期日を設定してもらうようにお願いしましょう。証人尋問は、被告人質問が終わってから、意見陳述はすべての証拠調べが終わってからにしてもらうようにお願いしましょう。（P. 24 参照）

▶ 贋写請求

平成12年より犯罪被害者保護法に基づいて第1回公判後から記録の閲覧・贋写ができるようになり、被害者遺族はようやく事故の状況や加害者の供述を知ることができます。これによって、被害者遺族は証拠内容を意見陳述に反映させ、反論することができます。

手続きには戸籍謄本、住民票、運転免許証などが必要な場合がありますので、あらかじめ裁判所に問い合わせて準備をしておきましょう。その際、あるいは贋写請求の際には、後日の問い合わせ等のために、担当書記官の名前を聞いておくとよいと思います。公判ごとに毎回贋写請求する手続きが必要です。（刑事裁判後は刑事記録の管理は検察庁に移ります。閲覧・贋写は可能ですが、裁判所よりも開示範囲が制限される例もありますので、刑事裁判段階で閲覧・贋写をすることをお勧めします）

弁護士に依頼している場合は、弁護士に手続きをお願いすることもできます。

記録の贋写は各裁判所の贋写官が担当しますが、高いコピー料金を取りながら、作業は非常にいい加減です。甲号証（原告側提出証拠）と乙号証（被告側提出証拠）を間違って、裁判官が許可していない遺体写真を贋写したり、送付を忘れていたりした例があります。担当書記官を通じて早く贋写をして欲しいと伝えたり、贋写が遅いがどうなっているのか？などの問い合わせをしましょう。

カラー贋写が可能であれば、写真の部分などはカラー贋写にしてもらうようにしましょう。料金は高くなりますが、鮮明さが違います。開示されるものすべてを贋写請求することをお勧めしますが、裁判官によっては遺体写真を開示する場合もありますので、手続の際にこちらの意向を明確に伝えておきましょう。また「記録全部」とだけでなく「証拠等関係カード」を明示して請求しておくこともお勧めします。この書類には許可されなかった書類も含めての一覧が記載されているので証拠の全体を把握するのに役立ちます。

閲覧・贋写が認められるのは第1回公判後ですが、贋写の手続きを初公判の2週間前くらいの早い時期にしておくのも意味があります。書記官を通じて裁判官に遺族の公判に臨む強い姿勢を伝えることにつながります。

また、意見陳述までの贋写申請理由は「意見陳述のため」、陳述後は「民事裁判のため」と記入するようにするのが通常です。稀な事例ですが、民事裁判が先行終結しており刑事裁判が後になってしまった会員で、意見陳述後の申請の際に、「被害者家族として裁判の情報を正確に確認するため」または「控訴の場合の意見陳述準備のため」など内容を工夫して記述し、論告求刑、最終弁論、判決文まで入手できたケースもあります。ある裁判所事務官のコメントとして、「読みたい、知りたい」だけでは公開できないが、裁判所としては被害者家族からの請求は最大限考慮して検討しているとの報告もあります。平成19年6月27日に公布（施行は1年6ヶ月以内）された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、特に不都合な場合でない限りは被害者からの閲覧・贋写請求があれば原則として認められることになりましたので、開示の条件は少し緩和されることになります。

刑事記録の閲覧・謄写

刑事裁判の判決確定後、刑事記録は第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁が保管しています。保管記録の閲覧・謄写を希望する場合は保管検察官に対して、閲覧・謄写の請求をすることになります。請求すると保管検察官が訴訟記録の保存、裁判所若しくは検察庁の事務の支障の有無、法律で定められた制限事由の有無等を検討して閲覧・謄写を認めるかどうかの決定をします。

詳細は各検察庁の「記録事務担当者」に問い合わせてください。(P. 39「刑事事件記録の閲覧制度」参照)

地方の裁判所・検察庁支部での閲覧・謄写

刑事裁判が開かれる裁判所、記録を保管している検察庁が遠方の場合、謄写を郵送してもらうことができますが、裁判所・検察庁の謄写業務を請け負っている弁護士協同組合のない地方では対応してもらえない場合もあります。各裁判所・検察庁で相談してください。

名古屋高裁の謄写手続きの例(各裁判所によって若干の相違があるようす)

犯罪被害者保護法に基づく記録の閲覧・謄写について

1 申出をする裁判所

当該刑事被告事件の係属する裁判所です。

2 申出をすることができる時期

第一審の第1回公判期日後、当該被告事件の終結までの間です。

3 申出をすることができる人

(1) 被害者(法人を含む。)又はその法定代理人

(2) 被害者が死亡又は心身に重大な故障がある場合は、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹

(3) 以上の人から委任を受けた弁護士

4 申出の方法

書面又は口頭で申し出ることができます。書面の様式は特に決まっていません(裁判所に備え置かれた申請書用紙を利用することができます。)。

5 申出書に記載する事項

(1) 申出人の住所及び氏名(法人の場合は、所在地及び名称)

(2) 申出人と被害者との関係

例:「被害者本人」「被害者の父親」など

なお、被害者本人以外の人からの申出の場合で、記録上、被害者の死亡又はその心身に重大な故障があることが明らかでないときは、「被害者は、本件被告事件によって脳に傷害を負い、現在意識不明の状態にある。申出人は被害者の実父である。」というように、ある程度具体的な記載をしてもらう必要があります。

(3) 閲覧・謄写を求める理由

(4) 閲覧・謄写を求める訴訟記録を特定する事項(被告人名など)及び閲覧・謄写をしたい範囲

6 添付書類など

閲覧・謄写を弁護士に委任する場合は、委任状

そのほか、正当な申出人であることを確認させていただくため、戸籍謄本、運転免許証などの提出又は提示をお願いすることができます。

7 費 用

(1) 手数料

150円分の収入印紙が必要です。

(2) 謄写費用

実費負担となります。

8 閲覧等の場所

裁判所内で閲覧等をしていただきます。

9 閲覧等の日時

閲覧等が許可された場合でも、裁判所の事務処理の都合から、いつでも閲覧等ができる訳ではありません。事件担当の裁判所書記官等とあらかじめ打合せをした日時に裁判所に出向いていただくことになります。

10 参考までに

- (1) 申出の理由(目的)、犯罪の性質、審理の状況、事件関係人の名誉又はプライバシー、その他の事情により、閲覧・謄写が全部又は一部認められない場合があります。
- (2) 閲覧・謄写によって知ることができた事項については、不当に関係人の名誉やプライバシーを害したり、捜査や裁判に支障を生じさせることのないように注意してください。

▶ 刑事裁判初公判での検事の冒頭陳述は即日無料入手可能

2006年3月31日より、検察官の冒頭陳述が「犯罪被害者等基本計画」に基づいて、冒頭陳述された日に無料で入手できるように制度が変更されました。原則として全面公開されますが、他の被害者や関係者などのプライバシーを損なう部分は伏せるとされています。遠隔地の場合には、電話で受け付けて郵送するなど便宜を図るということです。

▶ 要約調書

裁判所が速記官養成をやめたために速記官不在の法廷が多く、記録が要約調書とされることが多くなっています。被告人の謝罪に関する重要な部分が抜け落ちた例もあり、傍聴時に詳細なメモ(録音が可能であればいいのですが)をとり、謄写された記録をチェックするようにしましょう。

重要な部分に間違いがあれば、検事を通じて訂正を求めましょう。

▶ 公判前整理手続

裁判員制度の導入に向け、刑事裁判の充実・迅速化を図るため、2005年11月1日に施行された(刑事訴訟法316条の2~32参照)。2009年5月までに実施される裁判員裁判では「公判前整理手続」が必要とされています(裁判員法第49条)。

交通事犯では、危険運転致死傷罪以外は裁判員裁判とはなりませんが、重大事件や否認事件に関しては公判前整理手続きが採用される場合があります。

裁判官、検察官、弁護人が初公判前に非公開で協議し、証拠や争点を絞り込んで審理計画を立てるわけですが、被告人は出席できますが、非公開のため被害者遺族は傍聴すらできません。

公判前整理手続における「争点と証拠の整理」は概ね以下のように進行します。(日弁連HPより)

- 検察官………「証明予定事実記載書面」提出
証拠調べ請求と請求証拠等の開示
- 被告人側………検察官手持ち証拠開示請求①=類型証拠開示請求
- 被告人側………検察官請求証拠に対する意見表明
予定主張の明示
証拠調べ請求、請求証拠の開示

- ・被告人側……検察官手持ち証拠開示請求②=主張関連証拠開示請求
- ・両当事者……主張の追加・変更、証拠調べ請求の追加
- ・審理予定の策定証拠調べ決定、及び取調べの順序・方法の決定

公判前整理手続に付された事件については、「やむを得ない事由」によって公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかったものを除き」公判前整理手続または期日間整理手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない(刑事訴訟法316条の32第1項)。なお、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることもできる(同条2項)。とされていますが、刑事裁判の二審において判断される「やむを得ない事由」よりは緩用されると思われます。

裁判員法施行までは、裁判所が「公判前整理手続に付する決定」を行った場合だけとなります。「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるとき」に、検察官及び被告人側の意見を聞いて、事件を公判前整理手続に付することができると規定されています(第316条の2)。しかし、実務上は、当事者の一方が裁判所に対し、公判前整理手続に付するよう申し出ることになるでしょう。

時効

▶ 刑事の時効

自動車運転過失致死傷罪は「7年以下の懲役」ですから、刑事訴訟法250条5号により、公訴時効の期間は5年となります。

▶ 損害賠償請求権の時効

被害者が、加害者および損害を知ったときから3年、知らない場合は事故から20年が時効の期間となります。

後遺症に関しては、症状固定時から3年です。

時効を停止するには、口頭による催告でいいのですが、その証拠を残すために内容証明郵便で請求(催告)するのが一般的です。これにより、6ヶ月間の時効の延長が可能ですが、催告は1回限りで、この6ヶ月内に提訴をしなければなりません。

▶ 自賠責請求の時効

自賠責保険の被害者請求の時効は、原則として事故時から2年、後遺症に関しては、症状固定時から2年です。

治療が長引いたり、加害者と被害者の話し合いがつかないなど、2年以内に請求ができない場合は、保険会社に「時効中断承認申請書」を提出することにより時効中断の手続きが必要です。

後遺症認定を必要とする場合は、自賠責保険請求権が時効となる前に保険会社に損害賠償請求をしてください。この期間を経過すると後遺症等級の認定機会を失うことになります。

▶ 搭乗者傷害保険・無保険車傷害保険などの時効

搭乗者傷害保険は死亡した翌日から2年、無保険車傷害保険は死亡・症状固定日から2年となっています。しかし、時効を過ぎていても支払われる場合もあります。

▶公判前整理：TAV会員の事例

- 2月 公判検事に面会、被告人側が公判前整理手続の申し出をしたことを知る。
- 3月 人事異動で交代した検事より、公判前整理手続きが受理されたことを知る。
- 5月 月に3回整理手続きが行われる。この間その都度検事に面会。
- 6月14日 第一回公判 起訴状読み上げ、冒頭陳述。
- 6月25日 第二回公判 証人尋問：目撃者、司法解剖担当医師、被告人。
- 7月9日 第三回公判 意見陳述 最終弁論 論告求刑。
- 8月6日 判決。

・公判までの証拠開示について

検事によって異なる。最初の公判検事は、検察側の提出証拠類の詳細を口頭で教えてくれたが、2人目の公判検事は被告人側の主張と、検察側の公判の方針や公判に向けてのおおまかなスケジュール（証人尋問など）は教えてくれたものの、目撃者証人の要請が検事側の要請か？ 被告側からの要請か？ でさえも積極的には教えてくれず、提出証拠の詳細等は開示されなかった。

通常だと、実況見分調書は見せてくれるかもしれないが、被告の供述内容などは細かく開示されないだろうと感じた。

・公判開始後の新事実や新証言についての対応

公判前整理手続に付されると、公判が始まつてから新事実や新証言が出てきても、争点や論点は整理手続で既に決められているので、よほどの証拠や裏づけがないかぎり採用されないと検事は断言しました。

・謄写請求について

謄写請求にかかる時間を考慮して、事前に裁判官へ公判の間を3週間以上あけて欲しいと願い出ましたが、10日から14日間の間隔で公判が行われました。そのため、証人尋問があった第二回公判から意見陳述するまで、謄写請求で受理された資料が入手できたのは公判の前日でした。

・意見陳述について

第一事故の刑事裁判が既に終わっており（この事案は二輪車同士の第一事故加害者は公判起訴され判決が確定していましたが、第一事故の十数秒後に路上に転倒した被害者を轢過した第二事故加害者が不起訴から一転して公判起訴されていました）、供述調書や実況見分調書などを公判前に入手できていたので、意見陳述にさほど影響はありませんでした。しかし、通常の裁判だと、意見陳述の前日に入手した裁判記録、証拠類の内容を把握し、心の整理をして意見陳述に向かうことは不可能だと思われます。

問題点

- ① 公判前整理手続を採用された場合、公判の間隔が1～2週間と非常に短く（原則は連日裁判とされている）、意見陳述のためには謄写申請だけでなく閲覧をするしかありません。
- ② 通常の裁判であれば、公判内容を検討して次回公判までに検事に具申する機会もありますが、公判前整理手続では公判間隔が短いため困難となり、たとえ、検事に具申する機会を得ても、争点や公判のスケジュールは全て決められていますので、被害者遺族の声は今までの制度以上に裁判に反映されにくくなっています。

公判前整理手続は、被告人に対して少しでも重い刑罰を求める被害者遺族にとってメリットとなる点は見つかりません。裁判員制度に向けての予行演習でやられてはたまりません。これまで以上に、早期捜査段階における情報開示の必要性を求めていく必要があります。

対策

まだ新しい制度のため、有効な対処法を示すだけの情報がありませんが、考えられる対策としては

1. 檢事に公判前整理手続を回避するように要請する。
2. 裁判所に公判前整理手続を採用しないように上申書を送付する。
3. 檢事にできる限りの証拠内容の開示(口頭での説明に限られるが)を求める。
4. 裁判所での証拠閲覧時にカメラでの接写を申し出てみる。

以上、整理手続に入るまでに被害者遺族の思いを、検察官と裁判所に伝えておくことが必要だと思われます。公判前整理手続により、裁判官の予断の入る可能性も増大し、公判前に顔を合わせることもない被害者遺族の存在をアピールしておくことです。

公判前整理手続に関する情報があれば、連絡をいただけすると助かります。次回マニュアル改訂に反映します。

重度障害被害者家族の意見陳述

意見陳述は刑事訴訟法に以下のように定められています。

第二百九十二条の二 裁判所は、被害者又はその法定代理人(被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。)から、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述の申出があるときは、公判期日において、その意見を陳述させるものとする。

重度障害被害者の場合は、ご本人が意見陳述できる状態ではない場合、その家族ではなく法定代理人が意見陳述できるとされている。被害者の両親であっても、後見人選任申立てが必要となり、このことに関して裁判官や検察官も知識が十分でない例があるので、注意が必要です。

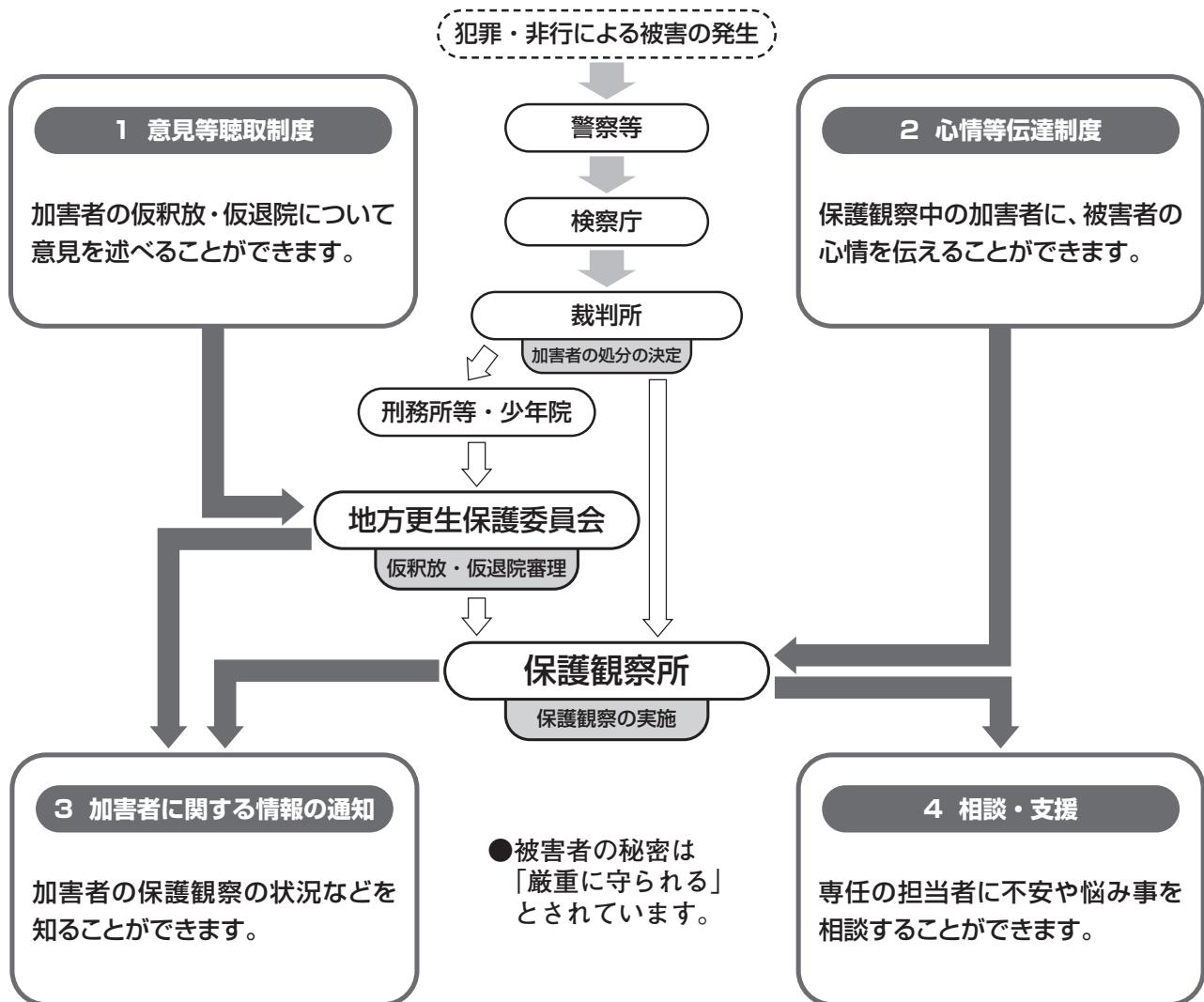
被害者ホットライン

各検察庁には被害者ホットラインが設置されており、専従の被害者支援員がいます。告訴、法廷への付添い、事件記録の閲覧、証拠品の還付など、刑事手続に関するあらゆる相談に対応してくれることになっています。被害者支援の制度が始まって日が浅く、被害者支援とは程遠い腹立たしい対応をされた例もありますが、警察段階で対応に問題がある場合や、告訴状が受理されない場合など、「被害者ホットライン」に相談することにより、送検された段階で、事前に担当検察官に情報が伝えられていたことで、検察の対応が親切だったという報告もあります。まずは、電話かファックスで連絡し、面談をお願いしましょう。

【被害者ホットライン連絡先】<http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11-7.html>

更生保護における犯罪被害者等のための制度

更生保護における犯罪被害者等施策が平成19年12月1日より実施されています。内容の評価に関してはまだ未知数ですが、制度の紹介をしておきます。



► 意見等聽取制度

- 地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、意見等を述べることができます。
 - 希望する場合は、申出の手続が必要です。申出ができるのは、(1)仮釈放・仮退院の審理の対象となっている加害者の犯罪等による被害者、(2)被害者の法定代理人、(3)被害者が亡くなった場合又はその心身に重大な故障(病気やけがなど)がある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹です。

► 心情等伝達制度

- ◎ 被害に関する心情等を話し、これが保護観察中の加害者に伝えられます。
 - ◎ 希望する場合は、申出の手続が必要です。申出ができるのは、(1)加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等による被害者、(2)被害者の法定代理人、(3)被害者が亡くなった場合又はその心身に重大な故障(病気やけがなど)がある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹です。

▶ 加害者に関する情報の通知

- 加害者の保護観察の状況等に関する情報が、希望する被害者や遺族等に通知されます。
- 希望する場合は、申出の手続が必要です。申出先等については、電話等で問い合わせてください。

▶ 相談・支援

- 保護観察所の被害者専任の担当者が相談に応じてくれます。
- 被害者や遺族等のための制度や手続等に関する情報が提供されます。また、相談に応じて関係機関・団体等の紹介等をしてくれます。
- 希望する場合は、電話等で問い合わせてください。

以上、詳しいことは都道府県の保護観察所に問い合わせてください。

■ 被害者専用担当連絡先一覧

地方更生保護委員会

北海道	011-272-5270	〒060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎
東 北	022-221-3540	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1仙台法務総合庁舎
関 東	048-601-2132	〒330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎二号館
中 部	052-951-2951	〒460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋法務合同庁舎
近 畿	050-3080-9912	〒540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館
中 国	082-224-0920	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-15広島法務合同庁舎
四 国	087-826-4055	〒760-0033	香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
九 州	092-761-7822	〒810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-5-30福岡第二法務合同庁舎

保護観察所

札幌	011-261-9228	〒060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎
函館	0138-24-2112	〒040-8550	北海道函館市新川町25-18函館地方合同庁舎
旭川	0166-59-2068	〒070-0901	北海道旭川市花咲町4-2272-15旭川地方法務合同庁舎
釧路	0154-23-3207	〒085-8535	北海道釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎
青森	017-732-1049	〒030-0861	青森県青森市長島1-3-25青森法務総合庁舎
盛岡	019-624-3433	〒020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20盛岡法務合同庁舎
仙台	022-221-1455	〒980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1仙台法務総合庁舎
秋田	018-862-4718	〒010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2秋田地方法務合同庁舎
山形	023-631-2431	〒990-0046	山形県山形市大手町1-32山形地方法務合同庁舎
福島	024-534-2241	〒960-8017	福島県福島市狐塚17福島法務合同庁舎
水戸	029-227-7072	〒310-0061	茨城県水戸市北見町1-1水戸地方法務合同庁舎
宇都宮	028-621-2298	〒320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11宇都宮地方法務合同庁舎
前橋	027-237-5014	〒371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1前橋法務総合庁舎
さいたま	048-861-8843	〒330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58さいたま法務総合庁舎
千葉	043-204-7794	〒260-8513	千葉県千葉市中央区中央港1-11-3千葉地方合同庁舎
東京	03-3597-0132	〒100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎6号館A棟
横浜	045-201-1848	〒231-0021	神奈川県横浜市中区日本大通9横浜法務合同庁舎
新潟	025-222-1500	〒951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191新潟地方法務総合庁舎

甲府	055-235-7127	〒400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8甲府法務合同庁舎別館
長野	026-234-2060	〒380-0846	長野県長野市旭町1108長野地方法務合同庁舎
静岡	054-253-0209	〒420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45静岡地方法務合同庁舎
富山	076-421-5663	〒939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16富山法務合同庁舎
金沢	076-261-0089	〒920-0024	石川県金沢市西念3-4-1金沢駅西合同庁舎
福井	0776-28-7125	〒910-0019	福井県福井市春山1-1-54福井春山合同庁舎
岐阜	058-265-2579	〒500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2岐阜法務総合庁舎別館
名古屋	052-961-0249	〒460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋法務合同庁舎
津	059-227-6675	〒514-0032	三重県津市中央3-12津法務総合庁舎
大津	077-524-4420	〒520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1大津地方法務合同庁舎
京都	075-417-4803	〒602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255
大阪	06-6949-6522	〒540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館
神戸	078-351-4020	〒650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1神戸法務総合庁舎
奈良	0742-23-1233	〒630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1奈良地方法務合同庁舎
和歌山	073-436-2520	〒640-8143	和歌山県和歌山市二番丁2和歌山地方合同庁舎
鳥取	0857-22-3519	〒680-0842	鳥取県鳥取市吉方109鳥取第三地方合同庁舎
松江	0852-21-2250	〒690-0841	島根県松江市向島町134-10松江地方合同庁舎
岡山	086-224-3008	〒700-0807	岡山県岡山市南方1-3-58岡山地方法務合同庁舎
広島	082-221-4489	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-15広島法務合同庁舎
山口	083-922-1329	〒753-0088	山口県山口市中河原町6-16山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-622-4368	〒770-0851	徳島県徳島市徳島町城ノ内6-6徳島地方合同庁舎
高松	087-822-5447	〒760-0033	香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
松山	089-941-9985	〒790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1松山法務総合庁舎
高知	088-873-1090	〒780-0870	高知県高知市本町4-3-41高知地方合同庁舎
福岡	092-737-6963	〒810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1-4-13
佐賀	0952-27-4155	〒840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20佐賀合同庁舎
長崎	095-822-5184	〒850-0033	長崎県長崎市万才町8-16長崎法務合同庁舎
熊本	096-366-8770	〒862-0971	熊本県熊本市大江3-1-53熊本第二合同庁舎
大分	097-536-6308	〒870-0045	大分県大分市城崎町2-3-21大分法務合同庁舎
宮崎	0985-24-4380	〒880-0803	宮崎県宮崎市旭2-1-18宮崎法務合同庁舎
鹿児島	099-227-4080	〒892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-10鹿児島地方法務合同庁舎
那覇	098-853-2961	〒900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15那覇第一地方合同庁舎

「上申書」と「意見陳述書」の作成

▶上申書

上申書とは、検事や裁判官にたいする私信(手紙)のことです。関係機関に対し、自分達の意見や要望を取りまとめ、書類にして提出します。同じあて先に対し何度も提出可能ですが、乱発は逆効果になることもあります。時期を逃さないよう有効に活用することがポイントです。証拠採用された事例もあります。

あて先は、警察段階であれば管轄警察署長、検察段階では管轄検察庁(支部)の担当検察官、刑事裁判段階では裁判官となります。管轄警察署の対応に問題がある場合は都道府県警本部長、担当検察官の対応に問題がある場合や、不起訴処分に対する申立てなどは高等検察庁検事長などに上申する場合もあります。上申書は「手紙」ですから、あて先も書式も原則として制限されるものではありません。

▶意見陳述書

意見陳述を申請し認められると、法廷で意見陳述をすることができます。与えられた時間を目途に書類を作成し、当日は証言台の前に進み出て読み上げます。ゆっくり、はっきり、できるだけ大きな声で読むようにしましょう。多少の時間超過では中止させられることはあります。事前に声に出して練習し、時間を守るようにする準備は必要です。あて先は裁判官です。

書面の提出は本来必要のないものですが、書記官の手間を省き裁判官が読みながら理解できるように、裁判官、担当検事への提出分、自分が読み上げる分と合わせて最低限3部を準備します。被告人側にも書面で明確に伝えたいという意思があればもう1部用意します。意見陳述書を読み上げたあと、その場で被告人本人に手書きの書面を手渡したご遺族もおられます。(制止されるか否かは裁判官の判断によります)

意見陳述の内容に関しては、担当検察官が事前に見せてくださいというのが通常です。不適切な内容があれば事前にチェックすることが目的です。必ずしも事前提出が義務付けられているわけではありませんが、助言と校正をしてもらうつもりで応じるのもいいでしょう。しかし、検察官に前向きな姿勢が見えず、心情以外に証拠として出ていない事実を伝えたいという意図がある場合は、あえて検察官に「不適切」と指摘されると思われる部分は削除して提出し、意見陳述当日に読み上げるという選択肢も可能です。ただし、その場合は、裁判官に途中で制止されることもあります。

■作成上の注意点(上申書・意見陳述書共通)

- ①パソコンで作成した方が読みやすいですが、手書きでもさしつかえありません。
- ②用紙はA4、パソコンの文字サイズは、公文書の標準は10.5、12ポイントですが、12ポイントが読みやすいでしょう。また、行間を広くすると読みやすくなります。多忙な担当者に意を伝えるのが目的ですから、読みやすくという配慮は大切です。
- ③枚数に制限はありませんが、読み手のことを考えて ①箇条書き ②資料は別添にする など、要点を分かりやすく伝える工夫をしましょう。
- ④署名、捺印を忘れないようにしてください。

▶上申書・意見陳述書 雜形

<p style="text-align: right;">平成××年××月××日</p> <p><u>××地方検察庁・(××)検事 殿</u></p> <p style="text-align: center;">上 申 書</p> <p>住所：×××××××××××××× ×××××××××××××××× 氏名：×× ××× 印</p> <p>私は、(送致番号××××××××事件)の被害者××××の××です。 ×××××××××××××××××××××××××××××× ××××××××××××××××××××××××××××× ×××××××××××××××××××××××××××× ××××××××××××××××××××××××××××</p> <p>××××××××××××××××××××××××××× ×××××××××××××××××××××××××× ×××××××××××××××××××××××× ××××××××</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: right;">平成××年××月××日</p> <p><u>××地方裁判所・(××)裁判官 殿</u></p> <p style="text-align: center;">意 見 陳 述 書</p> <p>住所：×××××××××× ×××××××××× 氏名：×× ×× 印</p> <p>本日は、意見陳述の機会をいただき誠にありがとうございます。 ×××××××××××××××××××××××××××× ××××××××××××××××××××××××××× ×××××××××××××××××××××××××× ×××××××××××××××××××××××××× ×××××××××××××××××××××××× ×××××××××××××××××××××× ×××××××××××××××××××× ××××××××</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

交通事故証明書

交通事故証明書は、交通事故の発生日時、発生場所、当事者等が記載された文書です。警察の資料に基づいて、自動車安全運転センターの各都道府県事務所が発行業務を行っており、窓口だけでなく、郵送、インターネットによって申請することもできます。

加害者側が任意保険に加入している場合、交通事故証明書は自動車安全運転センターから入手するのではなく、任意保険会社に写しを請求しましょう。

自動車安全運転センターのホームページ：<http://www.jsdc.or.jp/index.html>

交通事故証明書には、交通事故発生にかかる事項以外に、相手方の自賠責保険会社および証明書番号が明記されていますので、これにより自賠責保険の被害者請求手続ができます。

※交通事故証明書は、事故発生についての証明であって、事故原因、損害の程度、過失の有無などを証明するものではありません。

交通事故証明書の「甲欄」には、加害者の情報が記載されることが多いようです。「乙欄」には、被害者の情報が記載されることが多いようです。(ただし、過失の有無が証明されたものではありません)。

署名収集の方法と注意点

交通事犯の処理システムでは被害者遺族の権利はほとんど認められていません。その中で、署名という手段で世の中に訴えていくという方法に一定の効果が認められます。しかし、この手段も最初は加害者側の減刑嘆願署名という形で行われていたものです。

以下、署名に関する留意点を述べます。

▶ 基本的な確認事項

署名収集は大きな労力と精神力が要求されます。従って相当の覚悟をして始める必要があります。万が一、途中で投げ出すようなことになると、自分達の後悔に留まらず、協力いただいた方に大変申し訳ないことになります。そうならないためには以下の注意点をチェックするとともに、家族を始め主体的に署名を集める核となってくれる協力者を確保することも重要です。

(1) 目的の明確化

まず目的を明確にすることです。警察捜査の徹底を求めるのか、検察庁の起訴を求めるのか、裁判所の厳罰判決を求めるのかなど目的を明確にした上で、署名者が理解しやすい表現で依頼文を作成してください。

(2) 提出先の明確化

目的が明確になっていれば提出先が決まってくる場合が殆どですが、警察署宛なのか検察庁宛なのか裁判所宛なのかなど提出先を明記します。

(3) 依頼者の明確化：

署名の依頼者とその連絡先、郵送先は同一になる場合が多いですが、依頼者名と連絡先(Tel・Fax番号、携帯番号、メールアドレスなど)と郵送先住所(郵便番号を含む)を明記します。

▶ 署名用紙作成注意点

- 用紙は、A4(縦置き)が扱い易いです。B4、A3等になる場合でも、必ず1ページ物で作成し、別紙にはしないようにします。
- 署名欄の人数は5名、10名など集計しやすい数にします。
- 署名欄は、氏名、住所の順にします。また欄内(欄外でも可)に「自署であること、及び住所欄に「同上」や「〃」での記入はしないよう、都道府県名から記入してもらうように注意書きを入れます。
- 署名は個人情報そのものであり、他の目的には使用しない旨を必ず記述しておきましょう。
- 署名用紙に事故現場の地図を入れたり、事故現場近くで街頭署名をすると目撃者捜しに結びつくことがあります。目的に応じ検討しましょう。

▶ 署名収集注意点

- 知人や協力者への手渡し依頼・回収、街頭や事故現場での直接収集が基本です。
- HPに掲示してネット募集する場合は、署名用紙をプリントしてから用紙に記入し郵送してもらうようにしましょう。電子署名の有効性は定かではなく現時点では、お勧めできません。
- Faxでの収集は認められることもあるようですがお勧めできません。Fax署名がある場合はFax分を別にして綴じて集計して提出しましょう。

▶ 署名提出注意点

- まとまった数の単位(100、500、1,000名とか)毎に厚手の紙で表紙をつけ、署名済み用紙を束にして付番

します。

- (2) 原票を提出し、必要であればコピーを取っておきます。証拠採用されない場合もありますので、提出時に、その場合は返却してもらうよう確認しておくほうが安心です。

(3) 刑事裁判中で裁判官に渡したい場合は、公判担当検事経由で提出します。検察送致前であれば担当警察署長宛に、送致後(処分検討中)であれば捜査担当検事宛に持参します。

▶ その他、関連する注意点

- (1) 署名は日本国籍を保有し、内容を理解することができ、自筆で記入できる方であれば年齢制限はありません。未成年でも有効です。
 - (2) 小さな子供が事故に遭った場合は、交通安全促進など公共性を前面に出した方が集め易くなります。依頼文の内容は十分検討してください。
 - (3) あまり署名者数にこだわる必要はありません。むしろ、署名協力者のせっかくの意思表示を形式的にも整えることを優先しましょう。

►署名用紙事例

法務大臣 殿

交通事故のひき逃げ犯をより厳罰化するよう

法改正を求めます

飲酒運転をして事故を起こし現場から逃げれば、飲酒、酒気帯び等の罪から逃れられるだけでなく、危険運転致死罪の適用も逃れるのが現状です。かから悪質なドライバーに「逃げ得」を許す現行法を改めなければ、助かる命をも見殺しにするむごいひき逃げ犯は無くなりません。現状のひき逃げ犯处罚規定（救護義務違反）をより厳罰化するよう法律の改正を求めます。

現行法では、酒酔いによる危険運転致死罪の法定刑は1年5ヶ月以下です。一方で、通常の業務上過失致死罪の法定刑は5年以下であり、ひき逃げ（道交法の救護義務違反＝法定刑5年以下）を併合罪として適用しても法定刑は最大で7年6ヶ月となっています。したがって、酒に酔って事故を起こした者は、逃げ、飲酒検査を免れた方が刑が軽くなるという矛盾した法律になっています。救護義務違反は、現場で被害者を残して逃走するという故意の危険かつ憲法行為であり、その結果として人が死ぬる可能性もあることからすれば、もともと現行の法定刑は軽すぎるのです。しかも、これでは、事故が発生した時点で、あたかも救護義務違反という犯罪を誘発することになります。刑法法規は、もともと犯罪を抑止するためにあるのですから、これでは本末転倒です。これを是正するためには、救護義務違反の法定刑を厳罰化するしかありません。

署名取りまとめ人（連絡先、および署名用紙送付先）

〒000-0000 ××県××市××町××××

××××（飲酒、ひき逃げの交通犯罪で息子を亡くした遺族）

（FAX 000-000-0000 携帯 000-0000-0000 xxxx@xxxx.ne.jp）

賛同者 氏名	住 所	（「同上」、「#」は不可）

※ 自署でお願いします

署名用紙作成 0000年0月

※ 御記入頂いた氏名・住所などの個人情報は、他の目的には使用いたしません。

「示談」と「和解」

民事における事故処理は、当事者の主張や立証をもとに裁判所が客観的に法律的判断を下す「民事訴訟」以外に、「示談」と「和解」があります。

いずれの解決策がベストであるかは、事故の内容や家庭事情などが個々に異なるため一概には言えません。被害者家族がもっとも納得できる方法をとるのがいいのですが、内容を理解しないまま、相手の言いなりにならないように注意が必要です。

事故直後に、加害者側から被害者宅に書面が届き、「署名捺印して返送してください」と書いてあるため、事故処理に必要なものと錯覚して返送してしまった、それが示談承諾書もしくは示談交渉承諾書であった、と言うような詐欺のような話もあります。

「示談」と「和解」については、誤解されている面が多くあります。あまり専門的にならない範囲で、その違いを検証してみたいと思います。

端的にいえば、示談は「加害者の謝罪を被害者が受け入れることから始まり、「加害者が全面的に譲歩する」場合もありますが、和解は「お互いに譲歩する」ことで成立します。「一方が全面的に譲歩することはありません。和解は互いが対等の立場であることを念頭に置いておく必要があります。

▶示談

「示談」とは、当事者が裁判ではなく話し合いで民事的紛争を解決することです。「民法上の和解契約(民法第695条)に該当する法律行為」という説明があり、この「和解契約」という文言のため、示談と和解を混同してしまいがちです。いったん成立すると、法的効力を生じ、たとえ後から示談内容と異なる証拠が出てきても、「錯誤・詐欺、強迫などの意思表示の瑕疵が認められない限り、それをくつがえすことはできない。(民法第696条)」とされています。示談締結後に重大な後遺症が出たとか、示談金額が非常に低額で、著しく正義に反すると考えられる場合などについては、示談が無効(全部または一部)とされた事例もあります。

示談が成立すると、当事者双方は取り決めた内容を誠実に実行しなければなりません。示談内容は書面にして(示談書の作成)、どのように解決されたかを明確にしておく必要があります。

交渉から示談書作成までを任せられて示談交渉ができるのは、弁護士です。行政書士は、示談書の作成はできますが直接交渉はできません。

▶和解

「私法上の和解」と「裁判上の和解」があります。当事者が互いに譲歩することが必要です。

「私法上の和解」とは、裁判外での和解のことを言います。法律上は契約の一種として扱われます。

「裁判上の和解」とは、裁判所が関与する和解のことをいい、「訴え提起前の和解」と「訴訟上の和解」に分かれます。

「裁判上の和解」が成立した場合は、和解の内容が和解調書に記載され、その記載内容は確定判決と同一の効力を持ります(民事訴訟法267条)。

このため、『賠償金を支払う旨の和解が成立したにもかかわらず支払いがされない場合』などは、「私法上の和解」の場合と異なり、和解内容が強制執行に適する場合は、別途判決を得ることなく強制執行をすることも可能です。

「訴え提起前の和解」とは「起訴前の和解」ともいい、当事者双方が簡易裁判所に出頭し、和解することをいいます(民事訴訟法275条)。

「訴訟上の和解」とは、裁判中に当事者が訴訟上の請求に関して双方の主張を譲歩して、口頭弁論期日等

において、権利関係に関する合意と訴訟終了についての合意をすることをいいます。

被告が原告の言い分を全面的に認めた場合は「請求の認諾」として、逆に原告が被告の言い分を全面的に認めた場合には「請求の放棄」として扱われ、「和解」とはなりません。

訴訟中に裁判官が和解勧告をすることがあります。しかし、損害賠償金額の多寡は二の次として事実認定の変更を求めるか加害者の誠意のない態度などを改めさせる目的の場合、判決文に明確に残したいこともあります。和解の受け入れを拒否したくなるのは当然です。和解勧告のテーブルについてしまうと断りにくくなることもあります。その際は、裁判官の心証が悪くならないよう弁護士を通じて「和解はなじみません」と柔らかく断ることにしてはどうでしょうか。

また、和解では弁護士費用が明記されず遅延損害金が全額認められることはあります。ただ、全ての和解勧告が不利になるとは限らず、加害者に対して一定の条件をつけることもできます。勧告を受けた場合を想定して事前に弁護士と方針を決めておくなど、慎重な対処が必要です。

民事裁判の注意点

▶弁護士に頼らず、原告の熱意を裁判所に伝えることが大事

弁護士にすべてを任せるのでなく、原告が積極的に裁判に関わっていくことが大切です。事故に関して最も情報を把握しているのは原告であり、原告の意志に基づいて弁護士が方針を定めていくのが当然のあり方です。

裁判所も、ほとんどの原告が弁護士に任せきりになっている中で、原告本人の熱意を感じ取れば、良い結果につながるかもしれません。

▶傍聴席ではなく原告席に座る

刑事裁判では当事者とは扱われませんが、民事裁判ではようやく傍聴席ではなく原告として被告側と対峙することができます。弁護士だけが原告席に座っていることが多いのですが、物怖じする必要はありません。堂々と原告席に座り、原告の存在感をアピールしましょう。

▶控訴された場合は、付帯控訴すること

第一審判決に対して被告側が控訴してきた場合は、こちらも付帯控訴したほうが良いようです。加害者側の控訴を一方的に受けとると、高裁は加害者側の言い分だけを聞く傾向があります。

交通事故鑑定士

交通事故の周辺には賠償金を目当てに群がってくる輩がいます。藁をもすがる思いの被害者遺族を食い物にしている代表格が交通事故鑑定士です。交通事故鑑定士という資格は存在せず、誰でもが交通事故鑑定士という看板を掲げることができます。

会員例を見ても事故の解明に繋がる画期的な鑑定は少なく、検察の依頼した鑑定ですら恣意的としか考えられないものが多く見られます。説得力のある「事故の痕跡」による鑑定が可能で、なおかつ信頼できる鑑定士に恵まれた場合以外は鑑定はお勧めいたしません。

残念ながら、今までの会員例では信頼できる鑑定士は皆無に近く、マスコミなどに登場しているような鑑定士であっても、会の懇親会に紛れ込んで営業活動をしたり、勝てる見込みのない無理な鑑定を引き受けて高額の鑑定料を要求したり、情報を小出しにしてその都度料金を要求するなど、「科学」とは無縁の偽鑑定士がほとんどという実情です。

刑事裁判では、被害者遺族が依頼した民間の鑑定が採用されることはなく、民事裁判においても、ほとんどの場合裁判所は鑑定結果を採用しません。

交通事故鑑定士に頼めば事故の解明ができると安易に考えないようにしましょう。

弁護士問題

弁護士と付き合うことなど普通の人にはないので、良い弁護士を探すのは一苦労です。弁護士の多くは、保険会社の顧問的仕事をしたり、刑事被告弁護人をしているので、発想が加害者側に偏る場合も多いのです。

刑事段階で依頼をすると、すぐに民事裁判を始めたがる弁護士が多いようですが、民事裁判を先に始めてしまうと、刑事公判ですでに示談交渉が始まっている(損害賠償等が解決する可能性がある)として「減刑」の理由にされる恐れがあります。

警察段階や捜査(副)検事段階では弁護士からの意見書が効果的な場合がありますので、後の民事提訴も展望に入れて、良い弁護士を見つけましょう。

事故現場を見に行ってくれるかどうかなどは、弁護士を判断する一つの指標となるかもしれません。

▶弁護士への関わり方

交通事故に遭うと、被害者側は予期せぬ出来事だけに、事故処理や損害賠償交渉で分からぬ事が多いものです。そのような時は弁護士に相談するのが一般的ですが、肩書きだけで弁護士を信用して痛い目に遭つた方も少なくありません。ここでは、弁護士の選び方・関わり方について簡単に説明します。

〈弁護士とは〉

①弁護士になるには

弁護士は司法試験に合格し、修習期間を経て、弁護士会に登録すれば資格が得られます。その後数年は先輩弁護士などの事務所で勤務するのが通例で、当番制で刑事事件の国選弁護を受けることになっています。この期間に書類作成や証人尋問などの経験を実戦で磨いていきます。

②弁護士は被害者を知らない

司法試験に合格するには、憲法及び刑事訴訟法の試験のために加害者の人権を守ることは勉強しますが、被害者的人権については試験がないので勉強していませんし、関心が薄いのが実情です。

③弁護士にも不得意分野はある

弁護士は法律に携わる事件処理の解決家であって交通事故処理の専門家ではありません。弁護士は日本の弁護士法では自分を宣伝してはいけない決まりになっているので、何が得意分野かを看板に表記できないので、一般の方はつい何でもできると思いがちですが、やはり得手不得手な分野は必ずあります。

④弁護士は文系 物理現象の交通事故は苦手

弁護士は主に文系出身者です。交通事故は物理現象ですから理系の分野です。車の免許はあっても運転に長けている方は少なく、事故の根本原因(速度などの数値・衝突現象等)を理解していない方が多く見受けられます。

⑤弁護士も商売

弁護士は慈善事業ではなく、やはり営利優先のビジネスです。その為には、事件をいかに簡単に早く解決できるかがポイントになってきます。特に交通事件の処理の場合、定型化されていることもあり、判例踏襲型が多いようです。

⑥弁護士は被害者側の刑事裁判には関わらない?

現行での交通事故裁判では、弁護士は被害者側への直接関与はほとんどできません。ただ検察官が裁判所に申請し認められた場合はその限りではありませんが、このケースは希なことです。従って、弁護士の資格を持っていても被害者側の刑事裁判に関わることが困難ですし、証拠の書類等(書証)も公判開始前に被害者側は見ることができないので、刑事事件の依頼を本格的に受任できないことも仕方がないのかもしれません。

〈弁護士を依頼する際の注意事項〉

- ①初回の相談には、できれば弁護士を委任したことがある信頼できる人に同席してもらう。
- ②自分なりに事故の態様を調査し資料を集め、それまでの経過の簡単なメモを作成しておいて示しながら相談する。(詳しそうな文章などは却って逆効果)
- ③保険会社依頼で仕事をしたことがあるか、似たような事例を扱ったことがあるかを確認する。(加害者加入の任意保険会社から別件で委任されている、または過去に委任され関係が深いと考えられる場合は、断つたほうが無難)
- ④専門分野を質問する(交通事故専門という人は、ほぼ保険会社側の方ですから即刻断る)
- ⑤包み隠さず全てを話し、分からることは恥ずかしがらずに質問する。
- ⑥テレビなどに頻繁に登場していないか。(TV出演が多い方はかなり多忙でなかなか相談に応じてくれない場合が多い)
- ⑦事故現場には最低一度は同行してもらい、事故状況を確認してもらう。(可能な限り、何回でも。)
- ⑧事件の事実を把握せずに損害補償の確保だけを進めようとする弁護士には要注意。(実況見分調書等の臓写請求もせずにすぐに民事提訴を勧めたり、勝手に示談交渉をする弁護士もいます。示談すると刑事処分が軽くなる場合がほとんどです。)
- ⑨弁護士費用の説明は明確か。
- ⑩内容を十分に理解できない契約書や委任状に、むやみに署名、捺印しない。

※特に⑦～⑩は重要なポイントです

その他として

- ①不安を感じたら他の弁護士にも相談してみる。
- ②弁護士に依頼したからといって、任せきりにしない。(依頼者の協力が無ければ何もできないはずだし、それ以上に依頼者である被害者が主体的に取り組み、意思を明確に伝えることが重要です)
- ③弁護士が作成した書面などは専門的なものであっても控えなどを必ず貰う。(報告、連絡が無く、書類の控えさえも渡さない弁護士は要注意)
- ④弁護士が作成した書面でも、読んで気づいた矛盾点があれば必ず質問する。(納得できる説明をしてくれる筈です)

〈最初に行く弁護士事務所の選び方〉

- ①市・町・村役場等の法律相談を利用する(要予約・初回無料の場合あり)
- ②各都道府県にある弁護士会の法律相談を利用する(要予約・初回無料の場合あり)
- ③インターネットや電話帳で弁護士事務所をさがす
- ④知り合いに紹介してもらう
 - 最初は相談なので相談料が30分5,000円～2.5万円(他に電話代等の諸経費がかかる場合があります)
 - 正式依頼すると着手金がかかります。金額に関しては弁護士とご相談下さい。
 - 着手金を受け取らない、領収証を発行しない等の弁護士にはご注意下さい。

次に、今まで相談会等で受けた弁護士の裁判方法に関する相談で、特に問題なケースを紹介します。

- ①信号機の設置された交差点で、車両同士の衝突による死亡事故の場合、信号機が赤だったのか青だったのかだけを争点にし、実際に死亡した原因となる衝突速度においては触れていない例。(衝突速度は過失割合に10～20%の割合で加算要素となることがある)
- ②加害者が無保険であった場合、被害者所有の保険(SAPなどの無保険車傷害保険)により損害が補償され

るシステムを知らなかつた例。

- ③加害者が不起訴処分になったからと実況見分調書等を入手しようしなかつた。(通常、弁護士法23条に基づき、所属する弁護士会から検察庁に照会してもらい報告を求めることが出来ます。)そのために、保険会社の調査に基づいた言い分で示談せざるをえなくなつた。
- ④事実を十分把握しないまま裁判を提起し、裁判で裁判所嘱託にて実況見分調書を入手したが、先にポイントを相手側につつかれ、全く反論できず裁判が終結してしまつた。
- ⑤交通事故には同じパターン(右左折・衝突等)はあっても、同じ事故はありません。何処かに違いがあり、個々の違う事情が必ずあります。それを無理やりパターンに当てはめ、「過去の判例はこうですから」と押し付けてきた。
- ⑥加害者に制裁を求めるのに「そんなことはできません」と言って事故後すぐに示談交渉に入った弁護士がいた。交渉したことが刑事裁判で加害者に誠意があると判断される結果となつた。
- ⑦着手金と訴訟費用(裁判にかかる印紙代等)を弁護士に支払つたが、事件に着手することなく9ヶ月間も放置された。その後この弁護士を解任し返金を要求したが一切応じてもらえず、この遺族は返還してもらうためにしかたなく紛議調停(弁護士会が間に入って解決を図る制度)の準備にかかつた。

被害者側の請求権は被害者が死亡した場合、死亡した日から3年(自賠責の被害者請求は2年)、重度障害の場合は症状固定してから3年(自賠責の被害者請求は2年)が時効とされていますので、多くの場合刑事案件が終結して、警察・検察が捜査した調書を見てからでも決して遅くはありませんし、判決による遅延損害金(事故日から発生する利子)は年利5%ですので、急がずゆっくりと解決を目指した方がよい場合が殆どです。

損害保険会社および保険に関する注意点

▶相手損害保険会社への対応

事故直後に相手側損害保険会社から示談承諾書と思われる書面が届く例もあります。うつかりと署名捺印して返送したりしないでください。

初期の治療・入院費などは、損害保険会社が負担するのが当然ですが、自賠責の仮払い請求をしてくれと言ってくる例もあります。このような場合は、損害保険の契約者(加害者側)が自分の過失を認めず、被害者側の過失が大であると主張している可能性があります。

事故直後や、加害者が起訴された時点で、損害保険会社から示談の申し入れがあることが多いのですが、加害者に厳罰を求める場合には拒否しましょう。刑事公判において「減刑」理由(損害賠償等が解決する可能性がある)になってしまいます。

▶自分の保険確認

生命保険や入院給付に関しては比較的知っていることが多いようですが、自分達が契約している傷害保険や自動車任意保険とその特約を確認しておくことも重要です。保険約款が細かい文字で難解な文章のこともあります。殆どの被害者は契約内容の詳細を知りません。請求がなければ支払わないのが保険会社の姿勢であると再認識し、契約保険会社に再度説明を求める必要になります。

相手側に教える必要は全くありませんが、交渉を開始する前にまず、自分の保険内容を確認しておくことです。

▶自賠責被害者請求

弁護士委任費用、裁判費用、治療費が必要な場合や、主たる生計者が事故に遭って生活資金が必要な

場合は、まず自賠責請求を考えましょう。加害者側の契約損害保険会社から請求用紙を取り寄せることになりますが、加害者側に確認するのが嫌な場合は「事故証明書」(自動車安全運転センターが発行)を発行してもらいその甲欄の損害保険会社へ連絡して請求すれば入手できます。(P. 25 参照)

▶自動車損害賠償保障事業制度

加害車両が無保険(自賠責無し)であったり、またはひき逃げ等で加害者が捕まらない場合に政府の自動車損害賠償保障事業制度が利用できます。加害者側に賠償能力がないと簡単にあきらめずに資料を取り寄せて調べてみることです。

2週間の診断書

会員の重度後遺症事件において、事故から2日後に「受傷後約2週間の加療を要する見込である」という診断書が医師から提出され、刑事処分は「不起訴」となり、自賠責の等級認定もされないまま時が過ぎていきました。しかし、その事故から7年9ヶ月を経過した現在も、被害者はベッド上の生活を余儀なくされているのです。

ご家族の血のにじむような努力の結果、検察庁は加害者を起訴し有罪となりましたが、今も続く理不尽な苦しみの根源はこの「2週間の診断書」でした。

7年9ヶ月を経て、この診断書を書いた医師本人がご家族の求めに応じて書き直した診断書には、「頸部外傷・打撲、頸部外傷性症候群、全身打撲、頸部捻挫など。当時のカルテより以下の記載をおこなう。平成12年5月20日交通事故にて受傷、救急搬送され、入院治療をおこなった。頸部・側頭部腫張・疼痛・嘔気・嘔吐、めまい症状強く砂のう固定、フィラデルフィアカラー固定、氷のう処置(クーリング)をおこなう。上記症状強く、坐位継続困難、歩行不能であった。開口障害・嚥下困難・背部痛あり、排尿・排便はベッド上におこない家族による付き添い看護が必要であった。経過中音が頭にひびく、衣服の着脱は自力では不能で全介助(5月28日看護記録)、音がひびいて聞こえる等の症状が存在した。入院中の血圧の変動は別添する。5月30日新須磨病院脳外科紹介転医。既往症なし(当院受信時)である。」と書かれています。これだけの症状が2週間の加療とされていたのです。

このような信じがたい診断書が、どのような背景で作り上げられたのかは不明ですが、この医師もまた「加害者」であるといえるでしょう。

診 断 書	
氏 名	住所
生年月日	男 52年 月 日生
病 名	<u>頭部打撲 頭部挫傷</u>
<p>平成12年5月20日受傷 上記にて 受傷後約2週間の加療を要する 見合7件</p>	
上記の通り診断する	
平成12年5月22日	
医 师	

氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
住所		
病名	頭部外傷、腫瘻、頭部外傷性炎症群、全身打撲、頭部挫傷、頭部挫傷	
当時のカルテNo.は下記のとおり		
平成12年5月20日 施術状況は、紫陽花、抗炎症、止血薬を入院治療にて、頭部側頭部腫瘻、疼痛、吐き気、嘔吐感が強く、6月4日迄、入院治療が一時中断され、クリソルを用いた。上位脳小血管、坐骨神経痛、歩行不能である。頭部腫瘻、感染用薬、背中痛があり、排泄障害は、ハーフにてあり、尿路感染、膀胱炎が発症した。3回中、脊髄膜炎にて、右腰の着脱は、自己注射不能で、全身打撲（右脚脛膜炎）を繰り返す等の症状が出現した。		
入院中の血圧は、90/60mmHg、5月30日、新規発見院、脳神経科、脳神経科		
既往歴なし（有病歴含む）。		
上記通り診断する		
平成20年又月20日		

おわりに

事故の捜査・刑事処分の過程で、事故当事者であるはずの被害者遺族が、現行のシステムでは、蚊帳の外へ置かれるという現実があります。その後の進展、経過を知らされることもなく、すべてが終了した後で後悔をしている被害者遺族も多数おられます。

このマニュアルの作成に携わった遺族は、事故の真実を知り、適切な処分がなされるためには、

- 何をすればいいのか
- どこに相談すればいいのか
- 警察に何を望めばいいのか
- 検事に何を求めればいいのか
- 弁護士に何を望めばいいのか
- 刑事裁判で何をすればいいのか

など、初めてのことに当惑しながらも、手探りでやってきた体験をもっています。

このマニュアルは新たに被害者になられた方のために、少しでも道案内、手助けになればとの思いで制作をいたしました。

内容については、TAV会員の体験に基づいていますが、必ずしもすべての事故処分に有効であるとは限りません。事故は同じような状況で起こるわけではありません。事例によっては当てはまらないこともあります。また、会員が対策として行ったことについても、個々のご家族の事情によって同じことができない場合もあります。あくまでも私たちの体験に基づくアドバイスと受け止めていただき、参考にしてください。

このマニュアルにより、被害者の無念を多少なりとも晴らすことができ、被害者遺族の悲しみを少しでも和らげる一助となることを願います。

TAV交通死被害者の会代表 西浦 義朗

交通死被害者活動ツール紹介

メモ帳&筆記具 常に携帯し、何かを思いついたらすぐに書き留めておきましょう。

パソコン 上申書などの作成、インターネットの閲覧などにパソコンがあれば便利です。

インターネット インターネットの普及により、有用な多くの情報が得られるようになり、交通死被害者同士の連携も可能になりました。弁護士などとのやり取りもメールを使うことで効率的になります。

録音機器 昔ながらのカセットよりも、ICレコーダーや録音機能付のMP3プレーヤーなどが手軽です。外部マイクが使え、オプションで電話からの録音装置が使えるものがいいでしょう。

デジタルカメラ 事故現場の撮影、証拠閲覧時の接写など、デジタルカメラが便利です。すぐにメールに添付して送信したり、グラフィックソフトを使って痕跡などを分析することも可能です。

ビデオカメラ スチール写真だけでなく、事故現場をビデオカメラで記録しておくと、写し漏れを防ぐことができます。加害車両・被害車両の目線からのビデオ撮影なども動画であれば説得力があります。重度後遺症の被害者の日常の記録ビデオなども民事裁判では有効です。

参考資料

▶ おかしな交通事故処理の背景『非犯罪化』

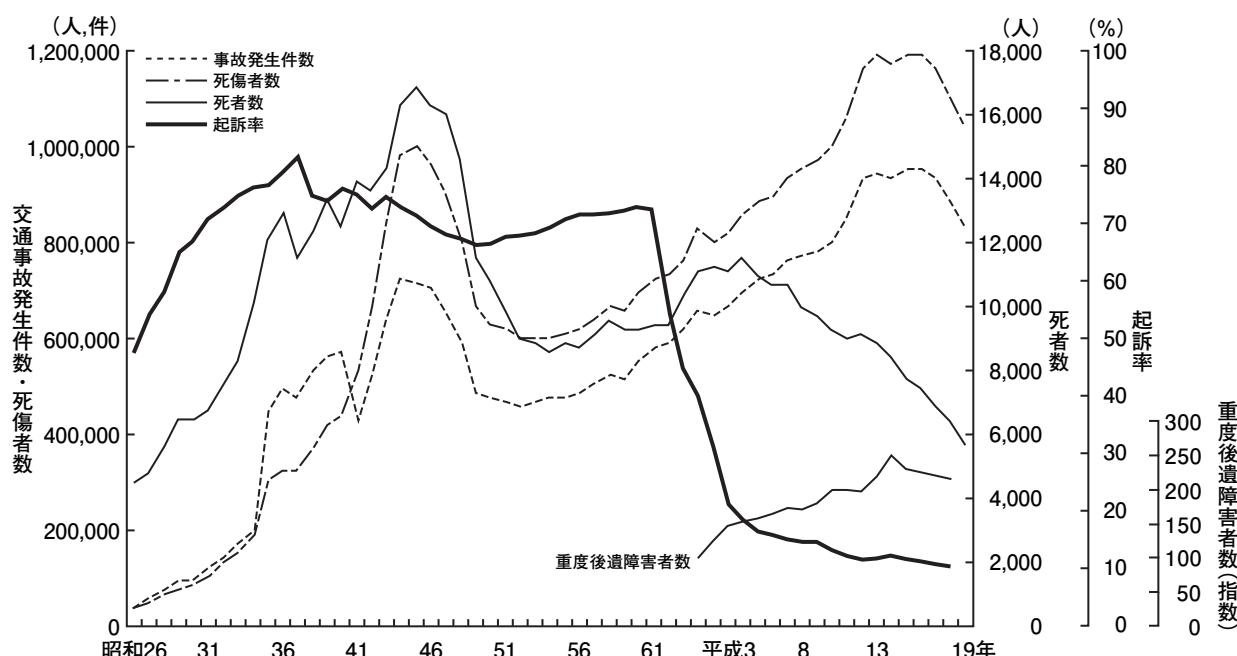
下図は平成19年度の交通安全白書のグラフに、過去の犯罪白書からの交通業過起訴率と国交省のホームページからの重度後遺症者(1~3級)指数を重ねたものです。昭和61年頃から、東京高検管内を中心に3週間以内の傷害は起訴しないという基準を作り、これが全国に広がっていきました。そのために昭和61年には72.8%であった起訴率は平成18年には10.3%にまで低下しました。同時に、それまで一般事件も担当していた副検事を、交通部に配して交通事故のほとんどを副検事に担当させるようになりました。これが交通事故の『非犯罪化』の始まりです。そして、平成5年版犯罪白書の中で、「国民皆免許時代」「くるま社会」の今日、軽微な事件について国民の多数が刑事罰の対象となるような事態となることは、刑罰の在り方として適当ではないとして交通事故の『非犯罪化』が推進されたのです。

法務省は死亡事故の起訴率はそれほど低下していないとしていますが、全体の起訴率の低下が警察や検察の担当捜査官の士気の低下、刑罰による事故発生抑止力の低下を招き、交通事故の増加に拍車をかけたことは明らかではないでしょうか。

ちなみに、昭和45年頃の死傷者数ピーク時、交通三悪を標的に、「初犯から実刑を」というキャンペーンを行い、業過の法定刑を3年から5年に引き上げました。この厳罰化の効果は下のグラフから明らかです。さらに、自動車運転過失致死傷罪の新設、道交法改正により、2007年の24時間死者数は54年ぶりに5000人台となったことを見ても、交通事故を減らすためには厳罰化が必須であるということは明らかです。

ここ数年、死者数が減少していますが、これは第一には自動車運転中の死者数減少、すなわち、シートベルト着用率向上・エアバッグ標準装備・車両安全基準の引き上げ、などの結果です。交通弱者の死者数も漸減していますが、これは低体温療法などの医療の進歩が大きな原因と考えられ、死者数が減った分、重度障害の被害者が増えているのです。

道路交通事故による交通事故発生件数、死傷者数及び死者数の推移

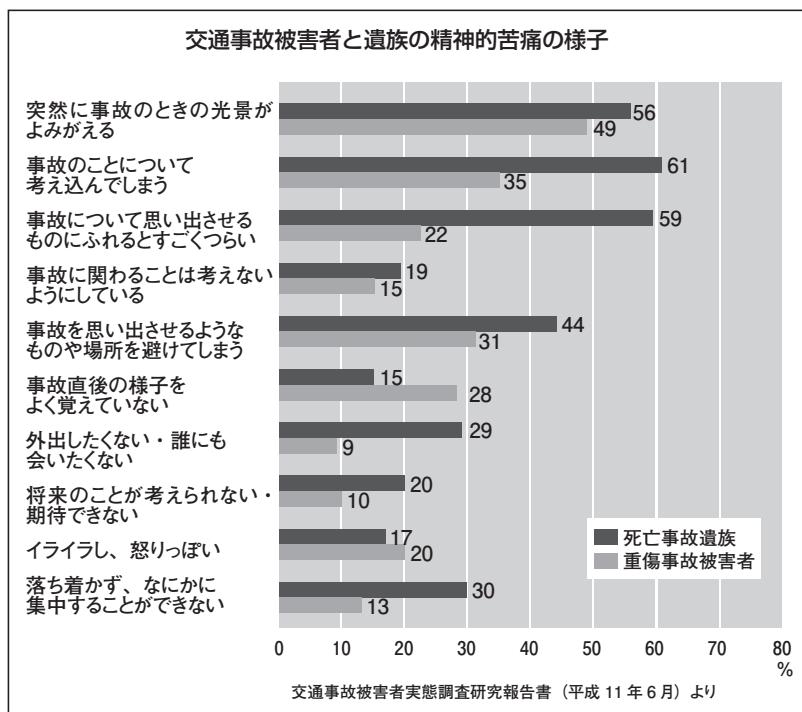


注 1 警察庁資料による。

2 昭和41年以降の件数には、物損事故を含まない。

3 昭和46年までは、沖縄県を含まない。

▶交通事故被害者と遺族の精神的苦痛の様子



▶自動車運転過失致死傷罪の新設

交通事犯という最も多くの命を奪う特殊な犯罪を裁くためには、交通事犯の専門立法が必要であるとの考えをTAVでは訴え続けてきました。そして、同様の訴えを携えて「北海道交通事故被害者の会」と「交通事故被害者遺族の声を届ける会」の3つの被害者遺族の会が平成19年1月に法務省刑事局との面談を実現しました。その面談での問い合わせから法制審議会における被害者遺族団体のヒアリングが実施され、さらには、3つの被害者遺族団体の推薦でTAV協力弁護士の松本 誠弁護士が法制審議会委員として被害者遺族の声を代弁していただくという画期的な成果がありました。そして、交通事犯専門立法への第一歩として従来の業務上過失致死傷罪から「自動車運転」が切り出され、法定刑の上限を7年とした「自動車運転過失致死傷罪」が新設され、平成19年6月12日から施行されました（平成19年6月11日までに発生した交通事犯は業務上過失致死傷罪で裁かれますのでご注意ください）。同時に、危険運転致死傷罪の「四輪以上の」という文言も削除され、二輪・三輪による事犯にも適用されることになりました。

法制審議会では刑の上限を引き上げることによる「抑止力」を疑問視する声もありましたが、道交法の改正とも併せて「厳罰化」が交通事犯の抑止の特効薬であることがはっきりとしました。今後、さらなる上限の引き上げを要望し、「交通死ゼロ」に向けて活動してまいります。

▶道路交通法の改正

2007年9月19日に改正道路交通法が施行されました。同年6月12日に施行された自動車運転過失致死傷罪との併合罪では上限が15年まで引き上げられたことになります。（自動車運転過失致死傷罪上限7年、道交法ひき逃げ上限10年、合計17年だが、多いほうの1.5倍までということで15年）

主な改正内容は以下の通りです。

○運転者本人に対する罰則

（酒酔い運転）

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ➔ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(酒気帯び運転)

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○運転者の周辺者に対する罰則(教唆犯の場合は運転者本人に同じ)

- ・車両提供

(運転者が酒酔い運転)

1年6月以下の懲役又は25万円以下の罰金 → 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転)

6月以下の懲役又は15万円以下の罰金 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・酒類提供

(運転者が酒酔い運転)

1年6月以下の懲役又は25万円以下の罰金 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転)

6月以下の懲役又は15万円以下の罰金 → 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・要求・依頼しての同乗

(運転者が酒酔い運転)

1年6月以下の懲役又は25万円以下の罰金 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転)

6月以下の懲役又は15万円以下の罰金 → 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○救護義務違反(ひき逃げ)

5年以下の懲役又は50万円以下の罰金 → 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○飲酒検知拒否

30万円以下の罰金 → 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金

▶被害者連絡実施要領

平成18年12月7日付で警察庁の訓令通達として「被害者連絡実施要領」の改正がされています。以下に、その前文を記載します。

被害者連絡実施要領の改正について

被害者連絡制度については、「被害者連絡実施要領の改正について」(平成10年9月17日付け警察庁丙刑企発第65号、丙搜一発第15号、丙暴一発第24号、丙暴二発第19号、丙生企発第70号、丙少発第31号、丙地発第29号、丙交企発第113号、丙交指発第19号、丙都交発第26号、丙備企発第78号)に基づいて運用されているところであるが、近時の、捜査等に関する情報提供についての要望の高まりを踏まえ、このたび、別添のとおり、被害者連絡実施要領を改正し、連絡対象者及び連絡内容を拡充するなどして、被害者連絡の一層の推進を図ることとしたので、各都道府県警察においては、それぞれの被害者連絡に係る事情を勘案しつつ、確実に被害者連絡が実施されるよう努められたい。

詳細は下記URLを参照ください。

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/keiji/keiki/keiki20061207-1.pdf>

▶苦情申し立て制度

- 平成12年に警察法に文書による苦情申出制度が定められている

(苦情の申出等)

第79条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

1. 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。
2. 申出者の所在が不明であるとき。
3. 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

この制度における苦情とは、

- 警察職員が、職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかつたことによって、何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服
- 警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満

をいいます。

- 苦情申出の方法

1. 氏名・住所・電話番号
2. 住所地以外の連絡先に処理結果の通知を希望する場合は、当該連絡先の名称、住所、電話番号
3. 苦情申出の原因となった警察職員の職務執行の日時及び場所並びに当該職務執行にかかる警察職員の執務の態様その他事案の概要
4. 苦情申出の原因となった警察職員の職務執行により、申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行にかかる警察職員の執務の態様に対する不満の内容

以上の項目を記載した書面に署名又は押印して提出(郵送でも可)してください。

文書の形式について定めはありませんが、電子メールやファクシミリでの申出は受け付けていません。

▶警察署協議会

- 設置の経緯: 平成12年7月の「警察刷新に関する緊急提言」において、「警察は、犯罪予防、関係機関との連携、犯罪被害者支援方策等に関して、住民の生の声を充分に理解しなければならず、また、その活動は住民により支援、協力がなされねばならない。」として、警察署協議会の設置が求められました。

- 設置目的: 警察署協議会は、警察署長が、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について地域住民等のご意見・ご要望を聴く機関として、また、警察署長が警察署の業務運営について、地域住民等に説明し、その理解と協力を求める場として設置されました。

- 設置日: 平成13年6月1日、県下全警察署(41警察署)に、それぞれ警察署協議会が設置されました。

- 関係規定: 警察署協議会に関する法令、条例等の関係規定は、次のとおりです。

警察法第五十三条の二(平成12年12月6日公布): 警察署協議会の設置について規定

千葉県警察基本条例第八条の二(平成13年2月23日公布): 警察署協議会の設置、名称、委員の定数・任期、任期中の解嘱等について規定

警察署協議会に関する規則(平成13年5月18日公布): 各警察署協議会の委員の定数、会議の招集等について規定

- 委員の構成

委嘱: 警察署協議会委員は、千葉県公安委員会が委嘱することになっています。

委員候補者の選定: 地域の代表者、自治体の代表者、学識経験者や各界(法曹、医療、教育、金融、産業、商業等)の代表者等の中から、その地域における安全に関する問題について意見・要望を表明するにふさわしい方々を人選することとされています。

委員定数: 千葉県公安委員会が委嘱した382人の委員で構成されています。各警察署協議会ごとの委員の定数は、各警察署の管轄人口、管轄自治体数などに応じて7人から14人の委員定数が定められています。

任期: 任期は2年で、1回に限り再任することができます。

(以上は右記URLに記述の千葉県の例です。 <http://koaniinkai.police.pref.chiba.jp/kyogikai/>)

▶交通事故被害者への相談対応

各都道府県警察本部・警察署において、交通事故相談として、「交通相談係」の表示を掲げ、相談窓口を設置している。相談窓口では、交通事故の当事者からの相談に応じ、

- ・保険請求、損害賠償請求制度の概要の説明
- ・被害者援助、救済制度の概要の説明
- ・各種相談窓口、被害者支援組織、カウンセリング機関の紹介
- ・示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続などの一般的な事項の説明

などを実施している。また、都道府県警察においては、交通事故被害者等から、当該交通事故などを起こした加害者に対する意見聴取の期日などや運転免許の行政処分の内容などについて問い合わせがあった場合に、それぞれ適切に対応している。

都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士、カウンセラーなどが、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行っている。

平成18年中の都道府県警察における意見聴取の期日などに関する問い合わせに対する回答件数は35件、行政処分結果に関する問い合わせに対する回答件数は81件であった。また、18年度中の都道府県交通安全活動推進センターにおける交通事故相談回数は18,551回であった。今後も交通事故被害者等の心情に配意しつつ、交通事故被害者等の要望に応じた適切な相談業務を実施していく。 (平成19年版犯罪被害者白書より)

▶刑事事件記録の閲覧制度

検察庁において、訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録(いわゆる確定記録)を保管しており、保管検察官の許可を得て誰でも閲覧することが可能である。

不起訴記録は、非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書などの証拠については、裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に対し、開示することが相当と認められるときは、これに応じている。また、犯罪被害者等が民事訴訟などにおいて被害回復のための損害賠償請求などの権利行使するため必要と認められる場合には、実況見分調書などの客観的証拠を犯罪被害者等に対し弾力的に開示しており、供述調書についても、開示できる範囲を拡大するなど、弾力的な運用に努めている。

(平成19年版犯罪被害者白書より)

▶交通事故捜査過程における被害者の負担軽減

警察において、軽傷交通事故に係る捜査書類の簡略化として、簡約特例書式を導入し、供述調書の作成時間などの短縮を図っている。

また、事情聴取などに係る拘束時間の軽減を図るため、交通事故自動記録装置による科学的な捜査を実施している。同装置は、これまで、全国に767基(平成19年3月末現在)設置されており、今後も整備を進めていく。

さらに、捜査過程における交通事故被害者等の二次的被害の防止・軽減を図るために、捜査に支障のない範囲での事故概要の説明など、交通事故被害者等への対応に関するマニュアルを活用して、交通事故被害者等に対する適切な対応を行っている。

(平成19年版犯罪被害者白書より)

▶被害者等通知制度

検察庁において、事件の処理結果、公判期日、裁判結果などのほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子などを通知する、全国統一の被害者等通知制度を実施している。平成18年の実施状況については、通知希望者数50,504名に対し、実際に通知を行った数は、76,377名であった。

(平成19年版犯罪被害者白書より)

◆編集後記

このマニュアルは、悲しくも続くであろう交通死被害者の皆さまの一助になればと、TAV会員の経験を基に作成いたしました。

内容に関しては正確を期しておりますが、重要なことに関しては(時効など)必ずご自身で確認をお願いいたします。このマニュアルの記載によって不利益を被られるようなことがあっても、当会としては責任を負いかねます。

「資料」やコラムで被害者向けの施策などを紹介しておりますが、犯罪被害者等基本法の効果で少しずつ改善が見られるものの、実際に被害者救済に役立ったという報告は、残念ながらあまり聞きません。特に警察に係るものに顕著にそれを感じます。対応に疑問を感じた場合は、上部機関に上申するなどして、本来の被害者救済の機能を発揮するようにしてもらいましょう。

法改正や、新しい情報の追加など、隨時、内容の見直しを重ねていくつもりです。最新のものに関してはTAVホームページ上にアップしていく予定です。

誤記や内容に関してのご意見は下記TAV交通死被害者の会事務局宛にご連絡願います。

研究会

交通死被害者対策マニュアル（非売品）

2006年5月14日 第1版第1刷発行

2008年3月19日 第2版第1刷発行

編集：研究会

発行：TAV交通死被害者の会

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目7-12 昭和ビル別館305号

電話 06-6362-7225

ホームページ <http://tav-net.com/>

E-mail info@tav-net.com

●この冊子は「平成19年度大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業」
補助金を受けて作成しました。

※本書の無断転載を禁じます

TAV